

令和7年度
土壌汚染対策制度における事業者等影響調査結果
報告書

令和7年3月

株式会社 環境管理センター

目次

	頁
1. 土壌汚染対策制度事業者アンケート	1
(1) アンケート実施概要	1
(2) アンケート結果	1
2. 事業者ヒアリング	36
(1) A社	37
(2) B社	40
(3) C社	43
(4) D社	46
(5) E社	48
(6) F社	52
3. まとめ	55
(1) 土壌汚染状況に関する情報の把握について	55
(2) 工場等として使用し続ける場合における土地の形質の変更について	55
(3) 自然由来等基準不適合土壌の取扱い見直し	56
(4) 形質変更時要届出区域の施行方法の基準等見直し	57
(5) 操業中の対策	57
(6) 自治体の運用差	57
(7) ガイドライン等の充実	58

参考資料

中央環境審議会・土壌制度小委員会資料

(「今後の土壌汚染対策の在り方に関する検討の中間まとめ(案)」概要及び本文抜粋)

土壌汚染対策法（以下、「土対法」という）の対象事業場の運用実態をより詳細に把握することを目的に、土壌汚染対策制度事業者アンケート及び事業者ヒアリングを実施した。

1. 土壌汚染対策制度事業者アンケート

工場跡地の再開発等における円滑な土地の利活用が求められている土地や、工業専用地域内に事業場を有すると考えられる業種を対象に、事業者等が抱える土壌汚染対策の課題や中央環境審議会・土壌制度小委員会（以下、「中環審土壌小委」という）における土対法改正検討事項に関連する内容等について、アンケート調査を実施した。

(1) アンケート実施概要

アンケートは、一般社団法人日本経済団体連合会の協力を得て、臨海部に事業場が多い・新規立地が多い等により選定した業界団体に所属する企業に Web アンケート URL を配布して回答を依頼した。アンケート調査概要を表 1-1 に示す。

なお、各事業場に担当部署がある企業、本社や地域でとりまとめて管理している企業など様々であるため、回答は 1 社 1 回答等の制限は設けなかった。

表 1-1 アンケート調査概要

調査方法	Web アンケート
調査対象	(一社)日本自動車工業会、(一社)日本化学工業協会、(一社)電子情報技術産業協会、(一社)日本鉄鋼連盟、電気事業連合会*、石油連盟、日本製紙連合会
調査期間	2025 年 9 月 9 日～10 月 3 日
回答総数	170 件

※電気事業連合会には、会員の他（一社）送配電網協議会、再エネ関連会社を含む

(2) アンケート結果

アンケートは、主に下記の事項を目的として設問を作成した。

- 令和 6 年度中小企業等産業公害防止対策等調査事業（土壌汚染対策制度に係る最新動向及び事業者等への影響調査）の土壌汚染対策等検討会報告書を取りまとめた際に委員等から意見があった自治体の運用差異、地歴調査、もらい汚染、指定区域における工法、操業中対策、ガイドラインについて、さらに詳細な意見・事例を収集する。
- 中環審土壌小委の論点に関連する事業者の問題意識を把握する。
- その他土壌汚染対策全般に関する意見を収集する。

アンケート結果を以下に示す。

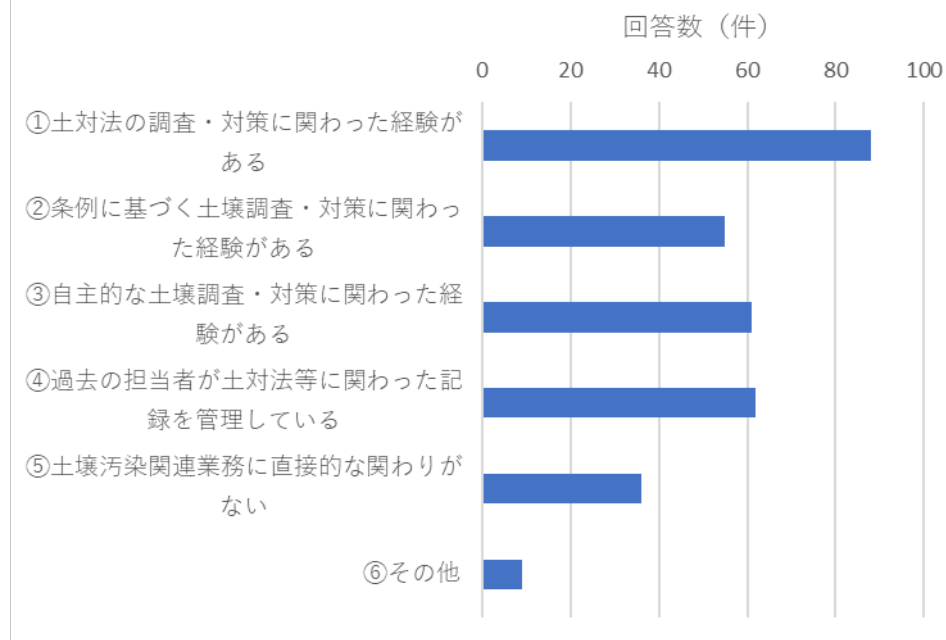
<回答者情報>

Q1. ご回答者様についてお聞かせください。※企業名、連絡先等（回答非公開）

Q2. ご回答者様の土壌汚染対策法（以降「土対法」）との関わりをお聞かせください。（複数選択）

①土対法の調査・対策に関わった経験がある	②条例に基づく土壌調査・対策に関わった経験がある	③自主的な土壌調査・対策に関わった経験がある	④過去の担当者が土対法等に関わった記録を管理している	⑤土壌汚染関連業務に直接的な関わりがない	⑥その他
88	55	61	62	36	9

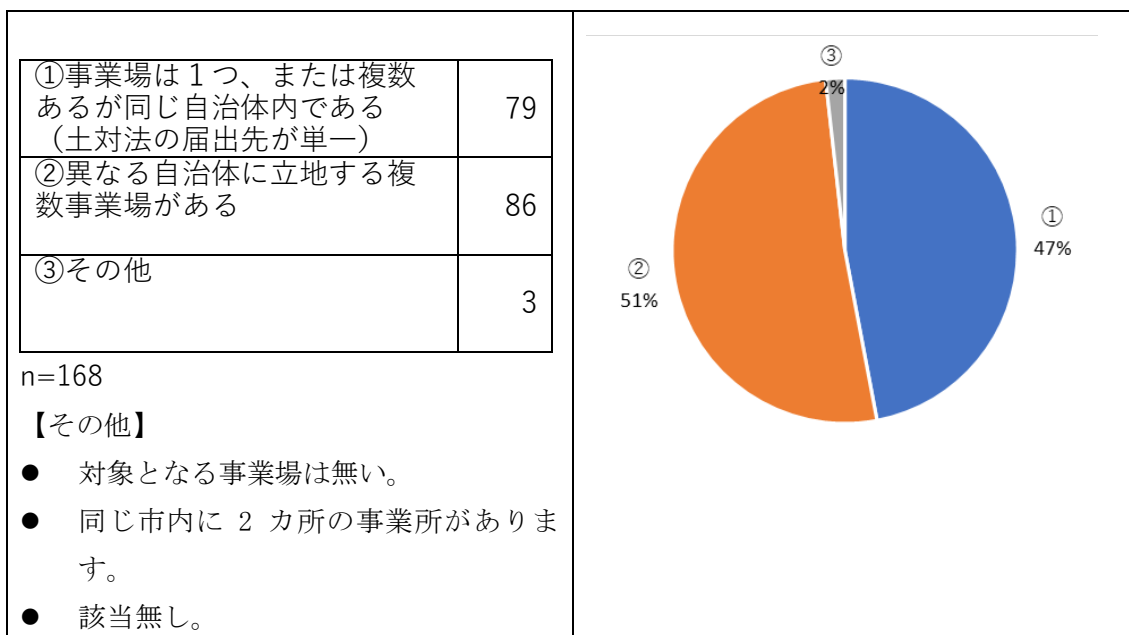
n=169



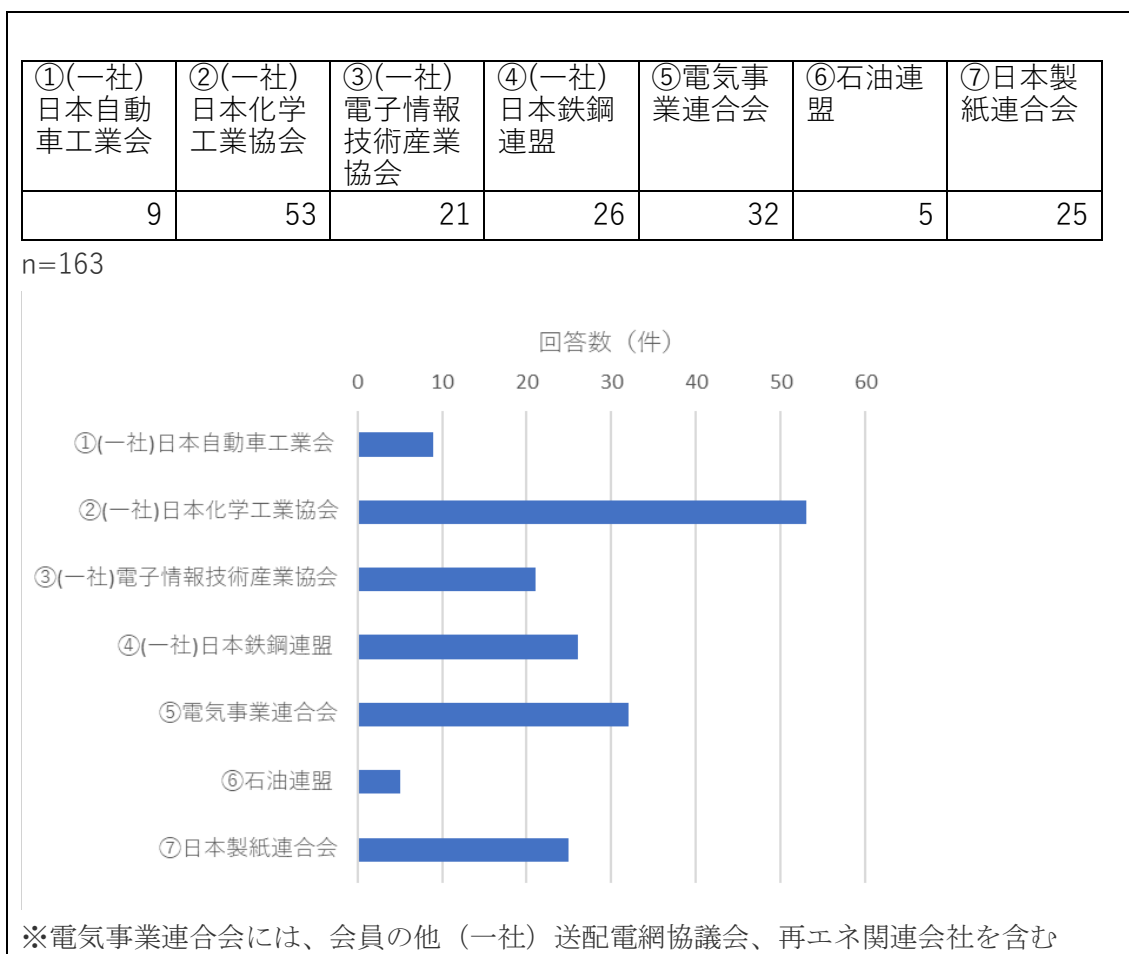
【その他】

- 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書を提出したことがある。
- 本社担当者として拠点で実施した調査を取りまとめている。
- 主管部署であるが、調査・対策に該当する事例が発生していない。
- 他工場で土壌調査に関わったことがある。
- 工場の環境管理の1つとして土対法を担当。
- 将来的に土対法に関連する可能性があるので、法令を確認中。
- 土壌対策に関わるルールを管理している。
- 土対法の規制内容調査、関連部門への展開、順守状況の確認等。
- 調査や対策の実行は各事業所にて対応。回答者は、本社機能として各事業所の対応状況をモニタリングしている。

Q3. 回答対象となる事業場についてお聞かせください。

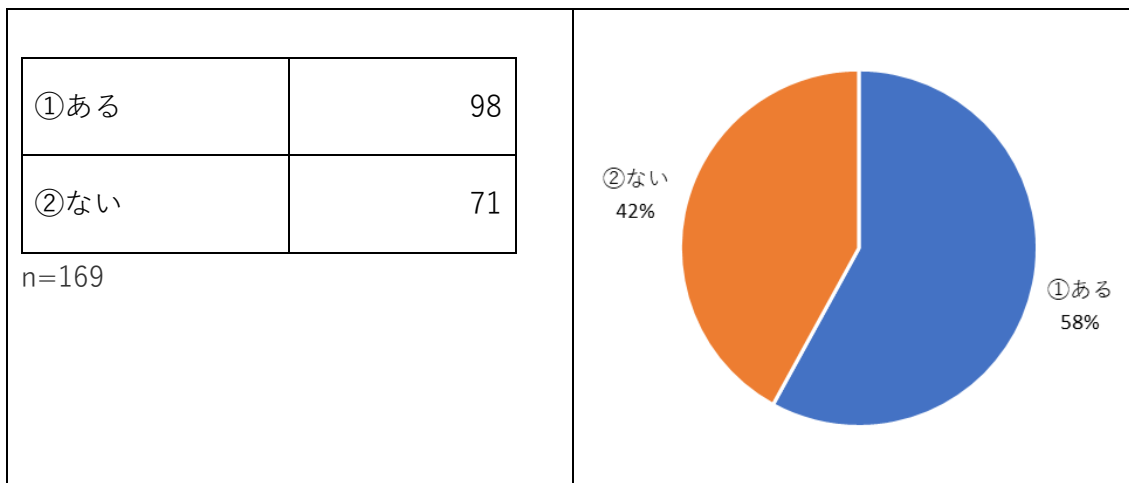


Q4. 貴社が所属する団体名をお答えください。（複数選択）



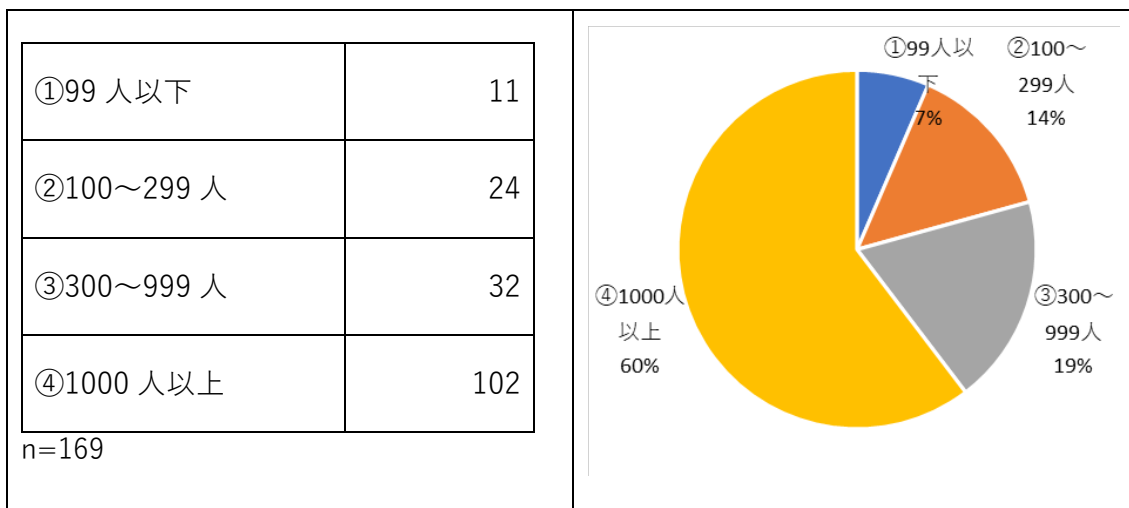
Q5. 回答対象となる事業場は臨海部（直接海に接していなくても埋立地にある場合や海沿いの工業地帯も含む）にありますか。

※複数事業場がある場合は、1つでも臨海部に立地していれば「ある」を選択してください。



Q6. 従業員数をお聞かせください。

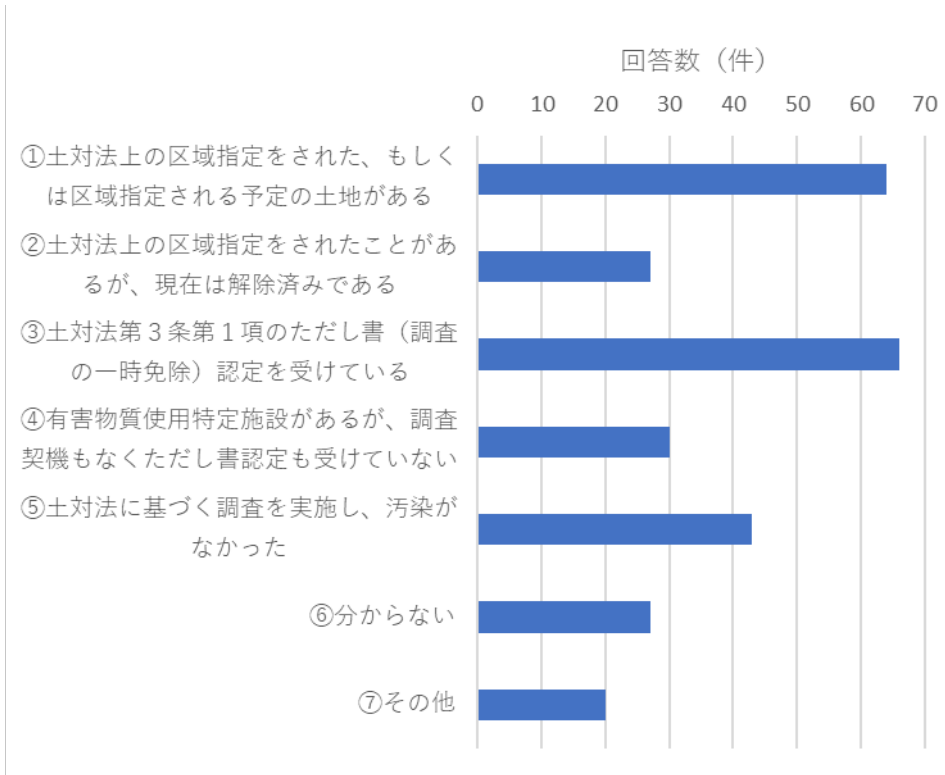
※複数事業場がある場合は合計（会社全体・エリア全体等）をお答えください。



Q7. 回答対象の事業場の土地についてお聞かせください。(複数選択)

①土対法上の区域指定をされた、もしくは区域指定される予定の土地がある	②土対法上の区域指定をされたことがあるが、現在は解除済みである	③土対法第3条第1項のただし書(調査の一時免除)認定を受けている	④有害物質使用特定施設があるが、調査契機もなくただし書認定も受けていない	⑤土対法に基づく調査を実施し、汚染がなかった	⑥分からない	⑦その他
64	27	66	30	43	27	20

n=169



【その他】

- 土地の形質の変更届出時に土壤自主調査結果を自治体に提出し、区域指定されなかった。
- 土対法14条に基づく自主申告を実施予定。
- ○○工場は該当しない。○○工場は⑤になります。
- 有害物質は副生であったため特定貯蔵施設に該当していた。
- 工作物新設工事に伴う「一定規模以上の土地の形質変更に伴う届出」に関する対応

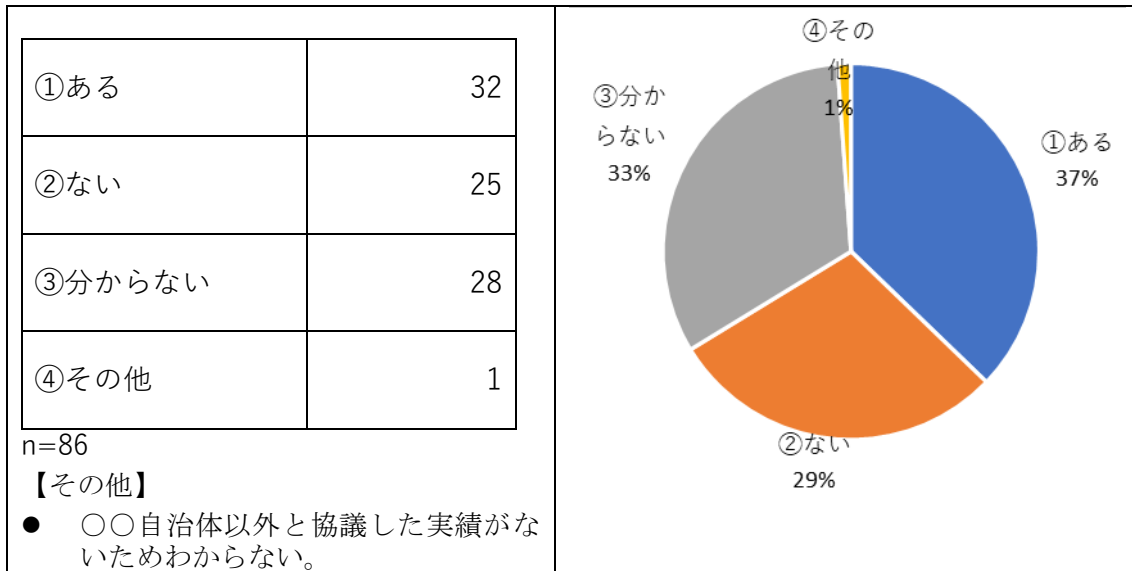
のみであり、これまで調査対象に該当した事案等は該当なし。

- 土対法に基づく調査および設備撤去時等に自主的に調査を実施している。汚染がある場合は自治体に相談し、対応している。
- 特定有害物質を使用している事業場(水質汚濁防止法の特定施設)ではなく、調査契機もなかった。
- 制度以前の調査及び法規制以外の調査。
- 土対法に基づく調査を実施し、一部に汚染あり。
- 特定有害物質を使用していない事業場(本社、等)。
- 土対法に基づく調査を実施し、汚染が確認された事業場においては、除去を行った。
- 自主調査を実施し、汚染が確認されたが、区域指定等の手続き(自主報告)はしていない。
- 土対法上の区域指定されていない。
- 土壤汚染対策法4条 3000㎡以上の土地の形質変更。
- 過去に区域指定をされた事業場を回答対象として本アンケートに回答しています(Q.5の回答も同様)。
- 特定有害物質を使用している事業場ではない(2件)。
- 該当なし(3件)。

<自治体の運用差異>

↓Q3で「②異なる自治体に立地する複数事業場がある」を選択した場合にのみ質問を表示

Q8. 届出において、自治体の判断や運用に差があると感じた事例はありますか。

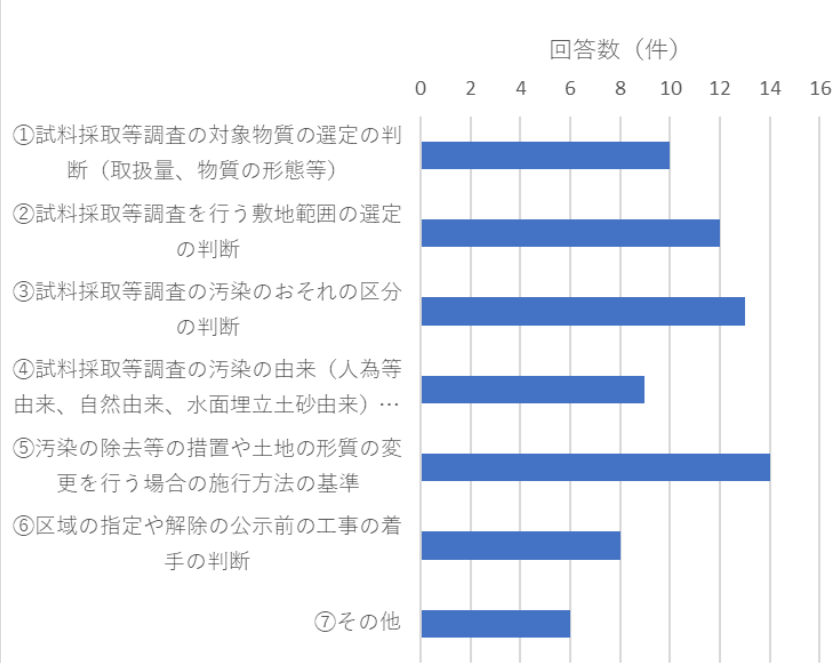


↓Q8で「①ある」を選択した場合にのみ質問を表示

Q9. 自治体の判断や運用に差があると感じたことはどのような内容でしたか。(複数選択)

①試料採取等調査の対象物質の選定の判断(取扱量、物質の形態等)	②試料採取等調査を行う敷地範囲の選定の判断	③試料採取等調査の汚染のおそれの区分の判断	④試料採取等調査の汚染の由来(人為等由来、自然由来、水面埋立土砂由来)の判断	⑤汚染の除去等の措置や土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準	⑥区域の指定や解除の公示前の工事の着手の判断	⑦その他
10	12	13	9	14	8	6

n=32



【その他】

- 条例(自治体)により情報開示の方法が異なる。
- 土壤汚染対策法ガイドラインに明記されていない(または解釈しづらい)事案の判断。
- 弊社工事における届出は工作物新設工事に伴う「一定規模以上の土地の形質変更に伴う届出」に関する対応のみとなるが、添付資料や記載方法などは担当者ベースで異なる指導をされることもあると感じている。
- 立入禁止措置の要否、・サンプリング位置の選定。
- 第3条ただし書について。
- 都道府県や地方自治体により法令の理解度等が異なり、申請先により申請要否などの判断が異なる。

↓Q8で「①ある」を選択した場合にのみ質問を表示

Q10. 差し支えない範囲で具体的な内容をお聞かせください。

< 試料採取等調査の対象物質の選定（取扱量、物質の形態等） >

- Ex①フッ素化合物（気体/個体）の取り扱い履歴から対象とする／しないの判断が別れた。
- 有害物質の取扱量が試薬程度のごく少量であっても、取り扱い実績として土壌調査の対象とされた。

< 調査地点・範囲 >

- 土壌汚染のおそれを思料する際、生産ラインについて有害物質使用特定施設の届出写しを提出したが、形質変更範囲は、生産ラインから物理的に隔離されているにもかかわらず、それ以上の使用情報を細かく記載するよう求められた。（他自治体では経験がない。）
- 行政に相談の上、地下水調査をしていたが、担当者が変わったら井戸の場所が適切でないとわれ、測定箇所を増やすことになった。
- 土壌溶出量基準超過が確認された場合の、地下水モニタリング位置の考え方が自治体ごとに異なる。
- サンプル位置の選定。
- 行政が行う地下水の飲用利用等の調査範囲が、汚染区域より地下水流向が下流方向のみではなく全周で調査を行われる場合と下流域のみとで対応が異なっていた。

< 汚染のおそれの区分 >

- 構内道路のおそれの区分。
- 過去から現在まで自動車の出荷ヤードであり、特定有害物質の使用等を行っていない土地のおそれ区分について「汚染のおそれがない土地」と認めてくれる自治体とそうでない自治体があった。
- 行政区が跨る事業所において、一方の自治体では、特定有害物質が使用された区画のみ汚染のおそれありと判断され、工場全域に汚染のおそれなしと判断されてたが、もう一方の自治体では、ある特定有害物質がたとえ1区画での使用であっても、工場敷地全域（公道を挟んだ土地を含め）にその特定有害物質の汚染のおそれありと判断された。

< 汚染の由来（人為等由来、自然由来、水面埋立土砂由来）の判断 >

- 自然由来汚染の含有量適合で、地方特性を無視してガイドの値で汚染を判断された。特に重金属関係で温泉、湧水が多い地区のヒ素、臨海浚渫地のホウ素・フッ素、戦時中の空襲を受けた地の鉛などがある。

< 施行方法等 >

- ○○自治体では、形質変更時要届出区域に指定されたところで、汚染拡散防止措置の実施が求められ、土壌の入替え工事を実施することになった。
- 含有量不適合の措置後の被覆に対する考え方。

- 法第 14 条調査後の立入禁止措置の可否。
- 不透水層以深の工事に関し、工法の自由度のある自治体とない自治体がある。
- 汚染拡大防止の工法に関して技術的には目的を達成しているが、当自治体は認めないとされている。
- 汚染除去と建築工事を同時に行うこと対して、県によって判断の差異があった。

<地歴報告書について>

- 地歴調査報告書の取り扱いが自治体により異なる（法第 4 条届出の際に必要なとされる場合もある。汚染の有無の判断が必要な区域の基準が異なる。等）
- 地歴調査報告書の提出（審査）時期が自治体によりばらつきがある。地歴調査報告書の先行審査を統一していただければ調査計画を確定することができ、調査不足といった事業者側のリスクを低減することができる。

<法第 3 条関係>

- 特定施設の廃止時における 71-2 イ：洗浄施設が有害物質使用特定施設に該当するかの判断。
- ガイドラインでは、法第 3 条ただし書きの確認の申請期間中に法第 4 条申請が可能である、と記載があるが、受付いただけなかった。（結局、確認の申請完了後に法第 3 条第 7 項を届出したため LT が大きくなった。
- 第 3 条ただし書の提出について、県により有害物質特定施設が複数ある場合、個々の設備廃止時にただし書を求める県、他に同じ有害物質を使用する施設がある場合は、1 度提出すれば以後届出不要の県など提出方法にも差がみられる。また、ただし書提出後についても地下水分析結果を毎年求める県、追加の対応を求めない県などその後の対応にも差がみられる。

<その他>

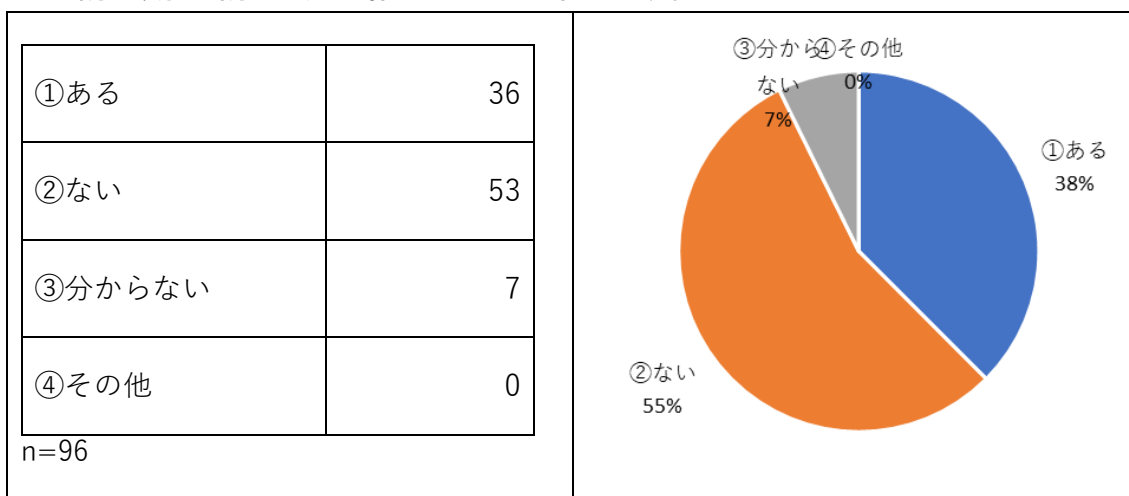
- 報告後の公表迄の時間。
- 法律の理解に差があると感じます。
- 監督行政の土対法の理解度や指導事項の大小。
- 形質変更時に調査が必要な面積が条例で非常に厳しい地域がある。（〇〇自治体など）
- 〇〇自治体の絞り込み調査の適用が厳しくなっている。

<地歴調査>

↓土対法の調査を実施したことがある場合にのみ質問を表示

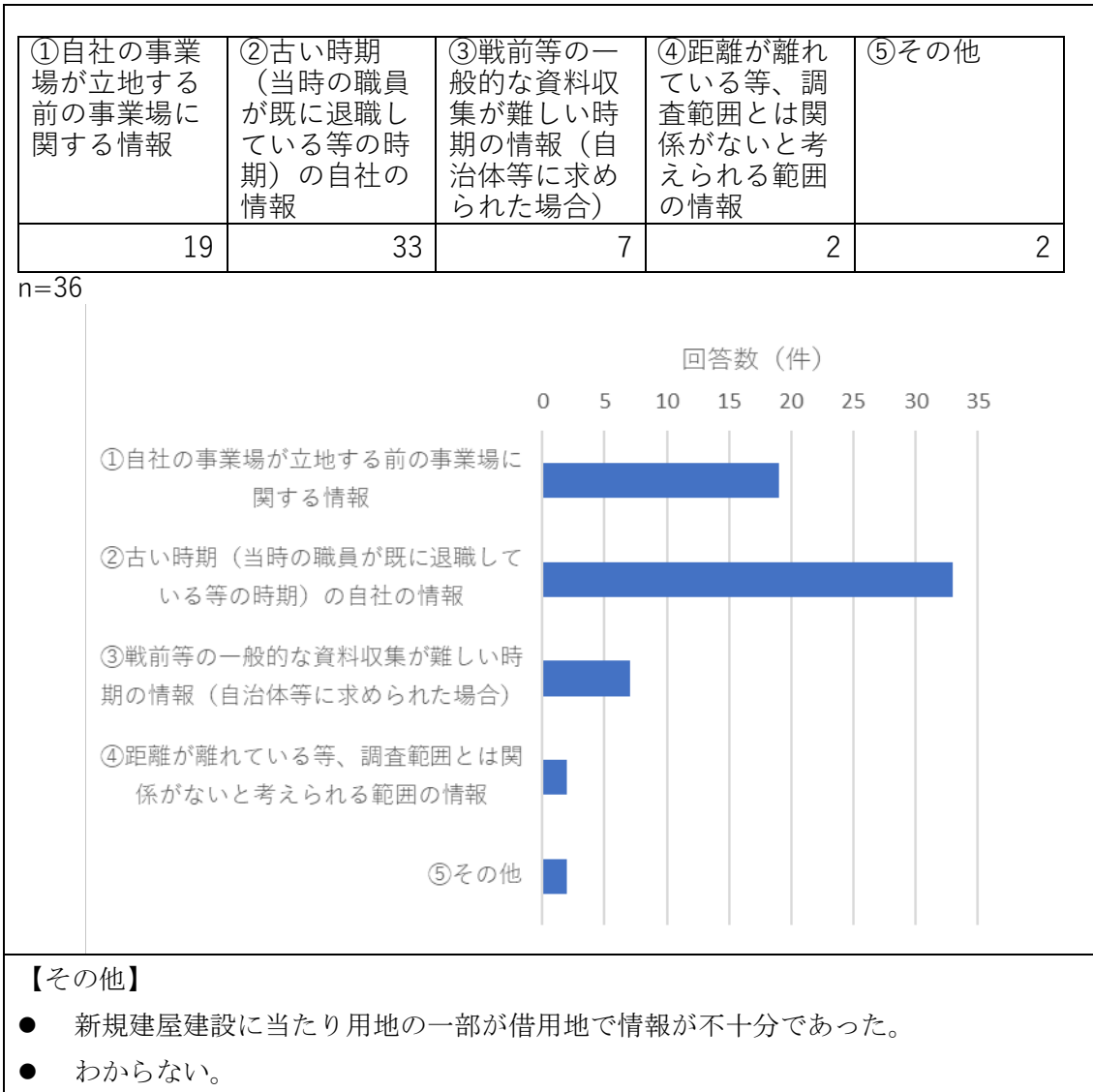
(Q7で「①土対法上の区域指定をされた、もしくは区域指定される予定の土地がある」「②土対法上の区域指定をされたことがあるが、現在は解除済みである」「⑤土対法に基づく調査を実施し、汚染がなかった」を選択した場合)

Q11. 地歴調査において特定有害物質の使用等の情報が不確実、もしくは記録がなかったものの使用可能性が否定できないため土壌調査を実施した経験がありますか。そのことで、調査項目や調査地点が増えたケースも含まれます。



↓Q11で「①ある」を選択した場合にのみ質問を表示

Q12. 地歴調査において、どのような情報が入手できず、不確実・不足となりましたか。(複数選択)



↓Q11で「①ある」を選択した場合にのみ質問を表示

Q13. 地歴情報が不確実・不足であった場合、どのような対応をされましたか。

自治体からの指導や指定調査機関とのやり取りも含まれます。また、その際に対応に苦慮したことがあれば差し支えない範囲で具体的にお聞かせください。

(明らかに過剰と思われる調査を求められた、資料収集に膨大な手間がかかった等)

<試料採取項目・地点が増加した経緯など>

- 可能性が否定できない物質の土壌調査を求められた。
- 地歴情報が不確実な場合は原則、全項目分析を実施することになる（コスト影響大）・事業場内の管理体制や他法令に基づく事故通報の記録等の周辺情報から、汚染のおそれの絞り込みを認めていただける自治体もある（ごく少数）。
- 不明と判断し、汚染の恐れが「少ない」区分で調査を実施していたが近年「多い」で指導されることがある。
- 詳細が不明にもかかわらず、研究所という名前があるだけで、第1種・第2種が全て対象となった。
- 調査機関により地歴調査では汚染の恐れなしと判断されたが、行政に届出を持って行った際に、弊社の操業以前の地盤改良材として「鉋さい」が用いられていたことにより追加調査を命じられた。
- 情報が不足（不明）であったという事のみであり、調査範囲は増えたが苦慮したという事はない。
- 安全側をみて、汚染のおそれとなる項目を広めに取った。
- 予防的に過剰な調査を自主的に行った。
- 有害物質の使用履歴の情報が不確実な場合は、全ての特定有害物質を調査対象とした。
- 土壌概況調査を実施（2件）。

<ヒアリング・社内外関係者からの情報収集>

- OBに参画いただき、資料収集に時間を要した。
- 社内ネットワークを駆使し、担当者に直接問い合わせした。少しでも情報を集めるために事業場の現地踏査をほぼ1日使って実施した。使用者は有害物質の含有情報を把握しておらず、管理者は把握しているがどの工程で使用されているか不明であることが多く、結果、土対法に抵触される使用方法をしているのか判断できない。
- 指定調査機関と協議し、過去の製造カタログや過去の設備図から有害物質使用履歴を推定した上で、OBからの聞き取りを実施した。
- 古い時期の情報収集が大変であり、OBへヒアリングを個別に実施した経験があります。
- 操業開始以来、50～60年経過し当時のプラントが更地になって新たなプラントが建設され、過去携わった職員が退職され、使用された物質やプロセスを理解するための資料収集に時間と労力がかかった。

- 当時を知る社内の複数の方にヒアリングを実施しましたが、記憶があいまいであることや、有害物質について専門的な知識を有していないことから、有用な情報を得ることができませんでした。
- 退職者・関係者へのヒアリングを実施。ヒアリングを行っても必要な情報が得られない場合あり。また、伝聞の伝聞である場合もあり、それを正として良いのか判断が困難である。
- 退職した従業員へのヒアリング。

<公表資料収集、推定>

- 昔の航空写真等から推定。
- 対応として過去の航空写真や地図で生産工場位置確認等を行った。
- 航空写真や建設工事記録など、可能な範囲で地歴情報に関する情報を収集して対応した。
- 上記①に関して、過去の事業所名や航空写真からの物質を推測（業界が開示している製造等で使用する物質などの情報から）し、物質や恐れを判断を行った。
- 過去の資料収集。

<その他・複合>

- 各部署や退職者のヒアリングを実施しても、遡り期間全ての記録等が揃わないことから、確実な部分のみをヒアリング結果として申請し、補完情報として、工場全体にかかる規則などを整理して提出することで納得していただいた。・自社内で調査した地歴情報を指定調査機関へ提出した際、指定調査機関でも独自に収集するが、遡り期間が短い（昭和36年～）と、不確実・不足とされ多くの物質の分析項目等が決定された。地歴が不明ということから、指定調査機関のまとめた結果にも反論はできず、受け入れるしかなかった。・指定調査機関への提出資料が不足していると判断され、汚染のおそれ多いエリアの絞り込みが出来ない、取り扱った有害物質の特定ができないとの理由から、不確実なエリア、使用していないことが確実できない物質はすべて汚染のおそれ多いとして土壌調査を実施することとなり、調査費用が多くかかった。
- 指定調査機関と連携し可能な範囲での資料で調査を行った。
- 行政と相談し、できるだけ資料を用いて説明し理解を得た
- 隣接区画などの既往調査結果を元に自治体と事前相談しおそれの区分を特定。これまでの対応では合理的な判断を頂いてきたと感じる。
- 建設工事などでボーリング調査を行うが、地歴情報がなく、工事計画、設計が検討できない。
- 特になし

<もらい汚染等>

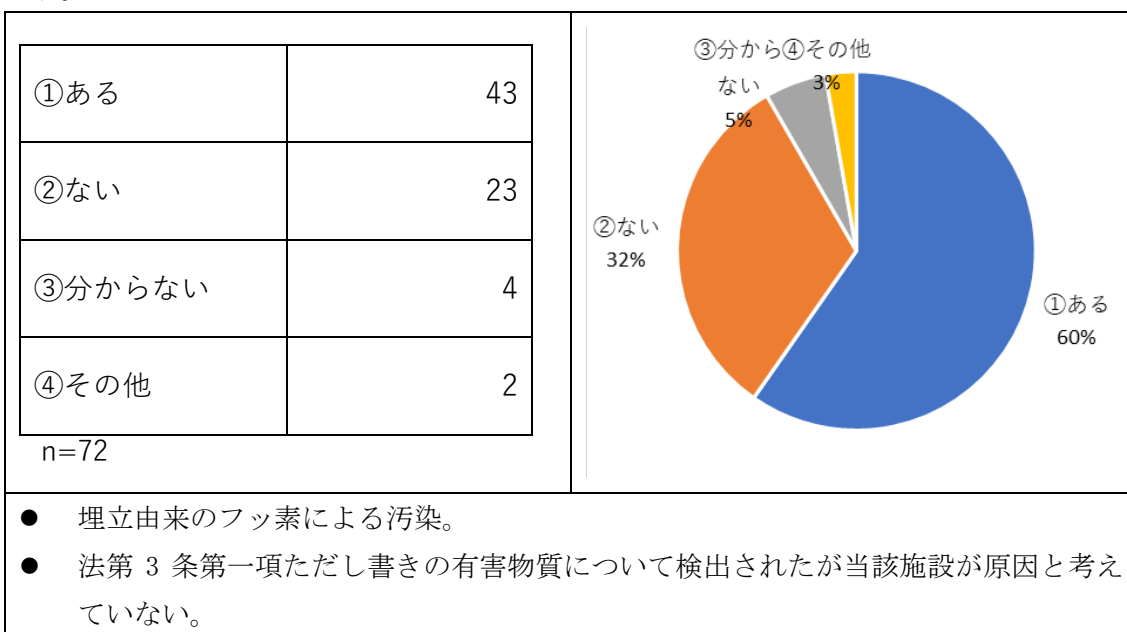
↓土対法の区域指定の土地がある・あった場合にのみ質問を表示

(Q7で「①土対法上の区域指定をされた、もしくは区域指定される予定の土地がある」「②土対法上の区域指定をされたことがあるが、現在は解除済みである」を選択した場合)

Q14. 区域指定の原因となった土壌汚染について、自身の関わる事業場の活動によるもので

はない（もらい汚染、自然由来等）と考えている事例がありますか。

特定の項目や場所など、一部の汚染について自分たちが原因ではないと考えている場合も含まれます。



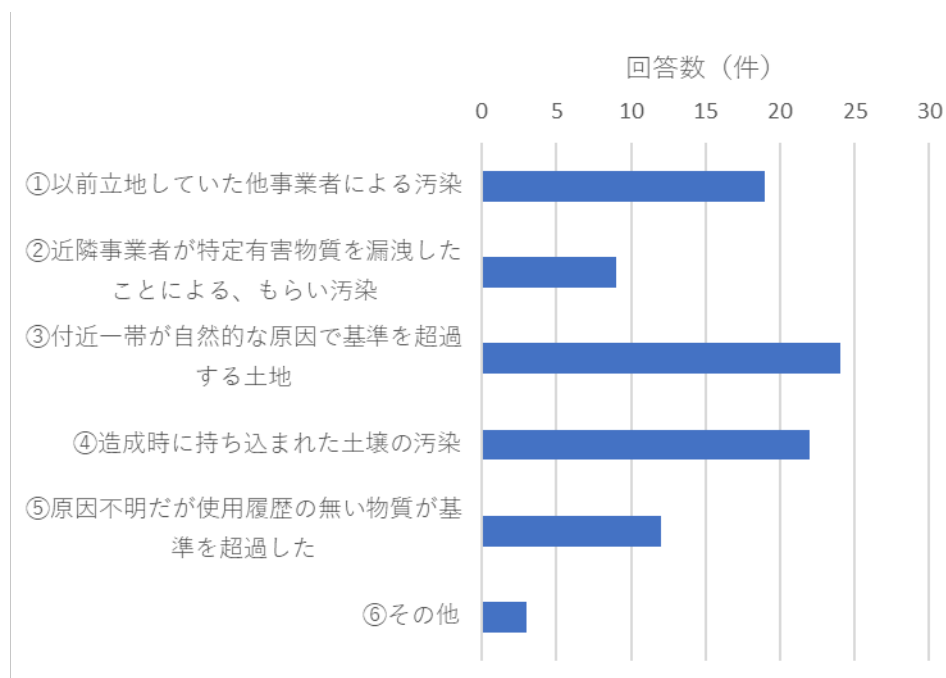
↓Q14で「①ある」を選択した場合にのみ質問を表示

Q15. 自身の関わる事業場の活動によらず区域指定されたと考えている事例について、土壌

汚染の原因としてどのようなことが想定されますか。(複数選択)

①以前立地していた他事業者による汚染	②近隣事業者が特定有害物質を漏洩したことによる、もらい汚染	③付近一帯が自然的な原因で基準を超過する土地	④造成時に持ち込まれた土壌の汚染	⑤原因不明だが使用履歴の無い物質が基準を超過した	⑥その他
19	9	24	22	12	3

n=43



【その他】

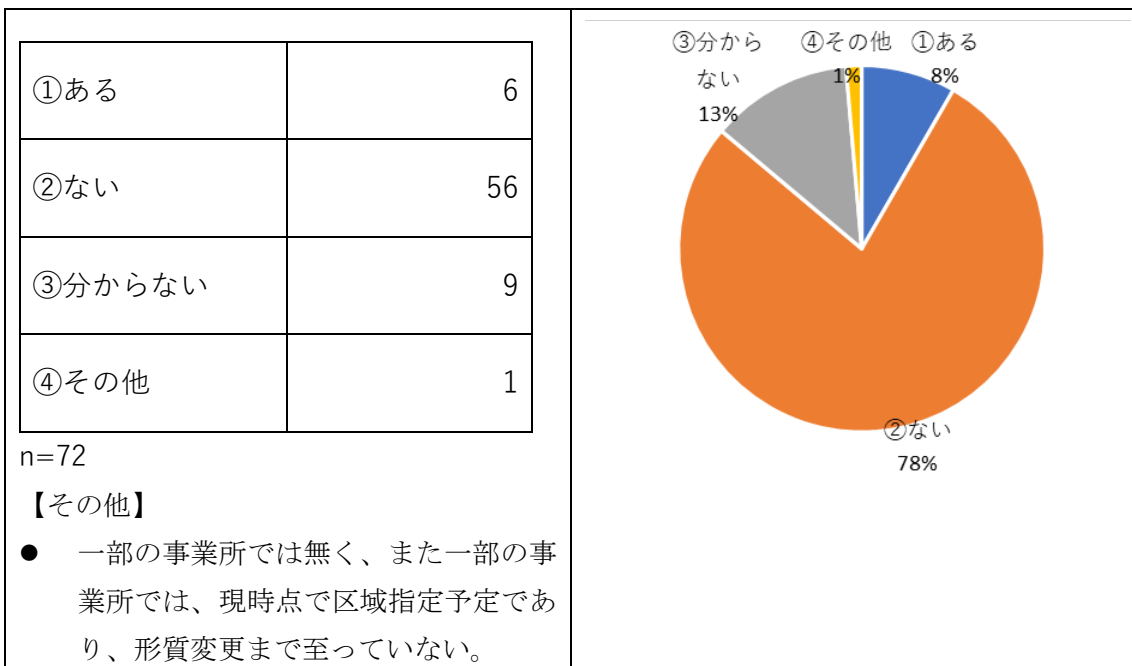
- 臨海部埋立地特有の自然（海水）由来。
- 土対法、廃掃法制定以前に埋められた廃棄物。
- ○○自治体は自然由来を認めていない。

<指定区域における工法>

↓土対法の区域指定の土地がある・あった場合にのみ質問を表示

(Q7で「①土対法上の区域指定をされた、もしくは区域指定される予定の土地がある」「②土対法上の区域指定をされたことがあるが、現在は解除済みである」を選択した場合)

Q16. 区域指定を受けた土地における形質変更時において汚染を拡散しないと考えられる工法にもかかわらず「ガイドラインに載っていない工法なので認められない」等の理由で十分な検討がされず着工不可と判断されたことがありますか。



↓Q16で「①ある」を選択した場合にのみ質問を表示

Q17. 「ガイドラインに載っていない」等の理由で十分な検討がされず着工不可とされたのはどのような内容ですか。差し支えない範囲でお聞かせください。

<杭打ち>

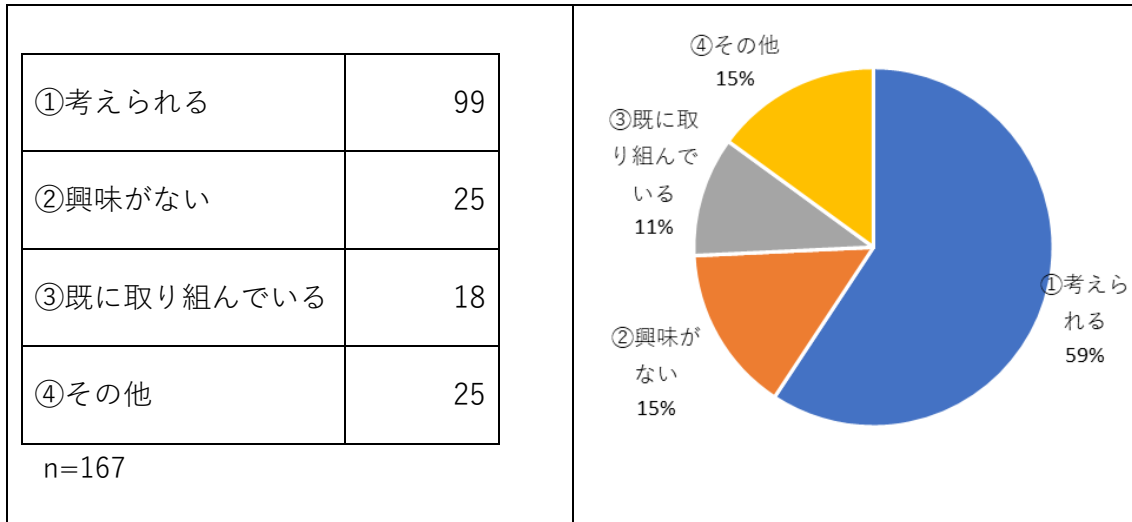
- 形質変更時要届出区域における杭打設方法。
- 打ち込み杭工法。
- 指定区域内での杭打ちに関して、土木学会土壤・地下水汚染対策研究小委員会のワーキングチームで、「打撃工法でも、基準不適合土壤の帯水層への流出防止という観点からすれば、プレボーリング工法や中掘り工法と同じ」という見解を得て、他自治体での施工事例について説明したが、打撃工法は認められないとのご指導を受けた。

<その他>

- 直接摂取リスクの飛散防止措置として、十分な層厚の砕石であっても記載が無いという事で、認められなかった。
- 工法そのものではないが、保全工事等に伴う形質変更時要届出区域外への一時的な土壤の「仮置き」について、ガイドラインに掲載されていないという理由のみで不可と判断する自治体がある。なお仮置きを予定していた近隣の区画はタンク底盤が残存し表土とは縁切りされた状態であり、さらにブルーシート・鉄板等で仮置き中の土壤の飛散・流出防止措置を講じた上で全量を元の区画に埋め戻しすることを計画していた。一方、同様の行為は土対法での「搬出」ではないとして仮置きの可否について特段言及しない自治体もある。
- まず行政側はガイドラインに載っていない工法では着工を許可しない、提案の別工法では汚染拡大を防止できないと判断している。結果、事業者はガイドラインに記載の工法を選択せざるを得ない。それだけ、工法・技術の良し悪しを判断するためには専門的な知見が必要であり、事業者としてはガイドラインに記載のない工法を許可してもらうための説明も理解されない。
- 自治体は工法を検討する立場にはないとこので、国へ疑義照会すらしない。説明の時間をかけても、結局ガイドラインに従うこととの回答があるだけ。

< 操業中対策 >

Q18. 例えば対策方法の選択肢が増えた場合等に、土対法の契機以外であっても操業中に土壌汚染対策（除去や拡散防止等）に取り組むことは考えられますか。



【その他】

< 既に取り組む・継続対応 >

- 土壌汚染対策法に関係する物質を取り扱っている事業所においては考えられ、既に取り組みを行っている。
- ISO14001 のマネジメントシステムの範囲内での取り組みは継続中。
- 弊社事業における工作物新設工事においては、工事中の土壌汚染を伴う事案が発生する可能性は低いと考えられる。これまでの標準的な工事工法により、引き続き継続して対応を図っていきたい。

< 検討の可能性・条件有 >

- 必要に応じて取り組みを検討する。
- 汚染リスクとコストバランスで検討する。
- 状況確認の上、検討したいと考えます。
- 本社と相談の上、取り組みを検討。
- 場合による、場所や状況による（2件）。
- その状況に応じて実施するかどうかとおもいます。
- 取り組む根拠を明確にできれば、考えられる可能性がある。
- よくわからないが、コストメリットがあればあり得る。
- 内容によって考えられる。
- 調査の指示があれば対応する。

< その他 >

- 対応した方が良いのはわかるが、費用が掛かるため現実的に難しい。
- おそらく無いと思います。
- 土対法及び条例の契機以外で土壌汚染対策に取り組んだことはない。

- 現在対象土がないため、判断出来ない。
- 現在回答が出来る立場ではない。
- 今は考えていない (2件)。
- わかりません (4件)。

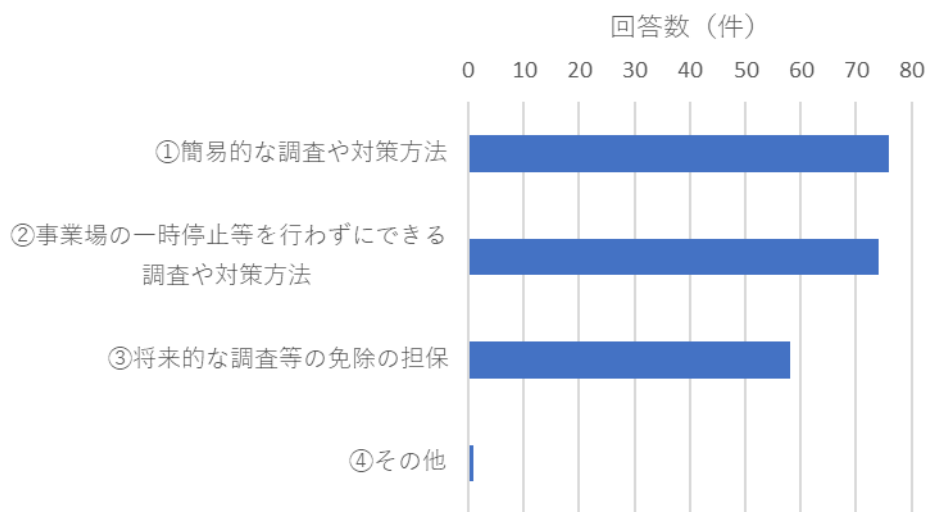
↓Q18で「①考えられる」を選択した場合にのみ質問を表示

Q19. どのような技術や制度があれば操業中の土壌汚染対策を実施したいと思いますか。

(複数選択)

①簡易的な調査や対策方法	②事業場の一時停止等を行わずにできる調査や対策方法	③将来的な調査等の免除の担保	④その他
76	74	58	1

n=99

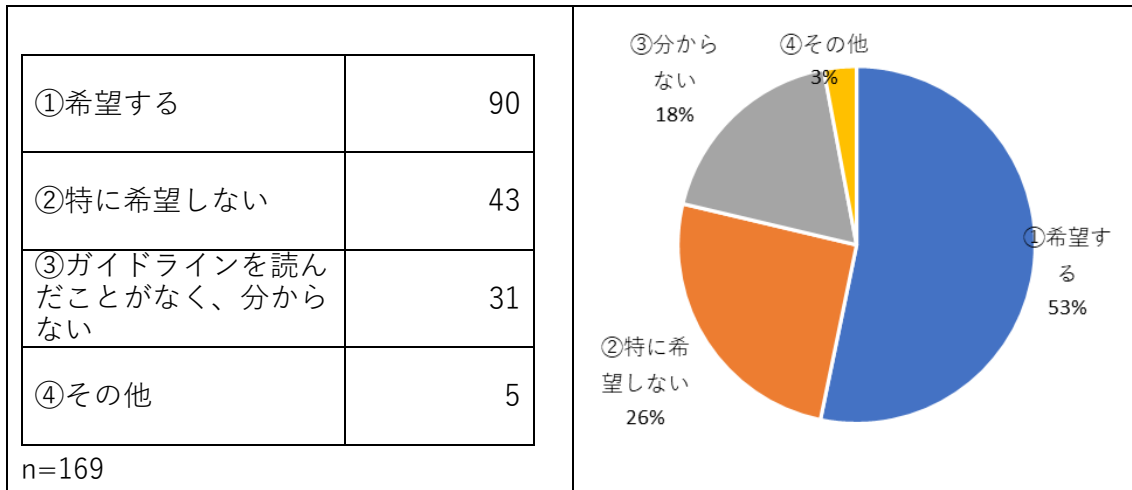


【その他】

- 補助金等の設定

<ガイドライン>

Q20. 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」は内容が多岐にわたっていて、企業の担当者には使いにくいとの声があります。別途、企業実務者向けの手引きを希望しますか。



【その他】

- 現状で簡素化した資料はあるので、特に希望しません。またネットでの検索、行政への相談も可能。
- 結局、届出先に実施する内容を指導されるため、分かり易いガイドラインがあったとしても対応する内容は変わらないと思います。
- 企業の担当者こそ理解すべきガイドライン。
- ガイドラインが使いづらいという訳ではなく、そもそも企業実務者からすると法要求の内容自体に違和感があるため、理解が進まず、「使いにくい」という評価につながっているように思う。
- 設計監理会社をお願いしている。

↓Q20で「①希望する」を選択した場合にのみ質問を表示

Q21. どのような内容のものを希望しますか。もし具体的なイメージがあればお聞かせください。

<フロー図等により業務の流れが理解しやすいもの>

- フロー図により業務の流れがわかりやすく整理されていると良い。また、企業担当者として最低限知っておく必要があるレベルの簡易的なガイドラインと、現行のガイドラインのような調査会社や行政と詳細議論をするためのものを分けてほしい。
(新任担当者がいきなり数百ページの膨大なガイドラインを読み解くのは困難)

- 文章ベースの記載だけだとすぐには不要な部分も多い。まず必要な調査、手続きが分かるフローチャートがあり、そこから詳細の記載の参照ページ数が書かれていれば使いやすいと考える。
- 調査から措置までのステップを時系列で図解 ・ 汚染の有無や措置の必要性を判断するためのチェックリスト ・ 汚染除去計画の作成支援テンプレート ・ 土壌汚染対策法の概要と、企業が関係する条文の要点 ・ 届出書類の作成例や記入例 ・ 対策技術の種類と選定フロー ・ コスト・環境負荷・施工期間などの比較表 ・ 地域ごとの問い合わせ先や支援制度の情報。
- 全体の流れが簡易に理解できるもの。
- 手続きのスケジュール感や全体の対応タスクが体系的に示されていると分かりやすい。
- 予想される実務作業に基づく実施フロー。
- フロー図に基づく、ケース別の法要求事項など概要を纏めたもの。
- 土壌調査の契機から調査までの概要と詳細説明部分がわかりやすくまとめられたものを希望する。
- 形質変更工事を実施する際に必要な情報の要点を、フローチャート等を活用してわかりやすくまとめた資料 ②わかりにくいのは少し違うが、ガイドライン自体のボリュームが多すぎる。調べたいことにたどり着くまでに、不要な個所に目を通すこととなるので、特に多いパターンに絞って、要点が記載されたバージョンがあると助かる。
- 実施事例や対策の実例。また、どのような対応が必要かわかるフロー図。
- ・届出・提出に関する全般（手順、必要資料、タイミング、受理の期間等） ・ 地歴調査（必要となる資料、揃わない資料への対応方法） ・ 土壌調査（調査が必要になる条件、調査方法、調査結果への対応） ・ 区域指定（申請方法、申請後の対応方法） ・ 汚染土壌処理（必要となる資料）など。現状では、手引書、マニュアルを読んでも、結局はその都度県担当者に相談に向いて話を聞く必要があり、それでもお互いの認識違いや勘違いなどが生じている。その結果、スケジュールや費用に関して急な変更を強いられる場面があり、常に不安を抱えながら対応しないといけない状況である。フローチャート、一覧表、スケジュール表、チェックリストなど、一目で全体が分かるものもいい。目的は、行政担当者と工場担当者の認識ずれをなくし、効率的で不安なく手続きができるようにすることである。
- 実務担当者の判断が迷いにくいような判断フローチャートで説明してもらいたい。

<要約版・概要版、分量削減>

- ガイドラインの元となる法をまず簡素で合理的でわかりやすいものとした後、量を1/3以下としないと、活用されないのではないかと
- ポイントを絞った要約版で現ガイドラインの三分の一程度のもの。
- 簡便に要点を把握できる内容のものを希望します。
- ページ数が少なく、よりまとまった内容であるもの。

- 最大で数十ページのもの。
- 法律の簡素化を望みます。ガイドラインには対象とやるべき内容を簡潔にまとめていただくことを希望します。
- 経験が浅い担当者にもわかる様、現状のガイドラインの概念や各項目の主旨等を平易にまとめた概要版があるとありがたい。
- 記載内容の簡素化や別紙にわけると調べやすくする改善等。
- 付則、補足が多すぎて見きれない。
- 内容が多岐にわたりすぎ、必要ページのみ内容を確認したことがある。
- 現ガイドラインが長大であり、全体概要や方向性を正しく掴めるためのダイジェスト版があると良い。
- 文章が多すぎて結局理解できない場合があるので、要約版があると良い。現在はワード検索してヒットした部分のみを確認するか、Chat-GPT5に要約させて確認している。Chat-GPT5による要約版が原文と齟齬があると困る。
- 簡潔明瞭、わかりやすいもの（4件）。

<読み手に特化した内容>

- 指定調査機関の役割、事業者の役割でそれぞれ手引きがあると分かりやすい。
- 一般的に、企業の担当者が使用する機会が少ない内容（臨海部特例区域や認定調査等）を省略したマニュアル。
- 指定調査機関が行う内容の記載が多いため、事業者として何がどの程度必要なのか定量的にわかる資料。
- 届出の条項に沿った手引き。
- 申請者目線での手引きを希望。
- 対象者の業務別の分冊構成を望みます。
- 他法令との関係が分かる資料や届出手順。
- 社内教育やオペレーター等の担当者でも理解しやすい簡易的な文書が別途必要。

<視覚化・わかりやすい表現>

- 文字ばかりで見にくいのでイラストなどを交え、簡潔に見やすいものが良いです。
- 行政担当者やコンサルなどの専門の経験者でないと分からないというものでなく、何がどこに記載されているのかを把握しやすいもの。
- 想定される届出の際に必要な手続き、考慮する内容を素人でも理解できるように動画で解説していただける手引きがあると嬉しい。
- 初めて土壤汚染対策法に関わる人であっても理解できる内容になっているとよい。例えば、語句の解説や絵図での解説があるとよい。

<具体例・事例・解釈の充実>

- 実例に基づいた調査、措置の解説。
- 事例を多く挙げて、実際の対応を知りたい。
- 具体例を含む法令解釈が記載され、分かりやすいマニュアルを希望する。
- 事例ごとの対応集としての手引き。

- 業界別等の具体的な事例の記載と、具体的事例の Q&A。
- 製造業（例：化学製品製造、電機電子産業、金属加工業など）の実例に則った対応方法など。
- 工事にあたっての詳細な工法。
- 具体的な調査及び調査結果による措置の内容。

<デジタル・チャットボット等の活用、検索性>

- チャットボットでガイドして欲しい。
- 検索可能あるいは QA 形式で疑問に対する回答が出てくるような形式のものがいい。ONLINE 検索できるようシステム化できているとなおいい。
- キーワードを入力すれば関連情報が出てくるようなもの。
- 実際の事例から逆引き可能な手引きを希望。（土壌のみの汚染が確認された場合、地下水の汚染が確認された場合、飲用水には用いられない水位における地下水の汚染が確認された場合等、事例ごとに参照すべきガイドラインが判る手引き。）

<その他・複合>

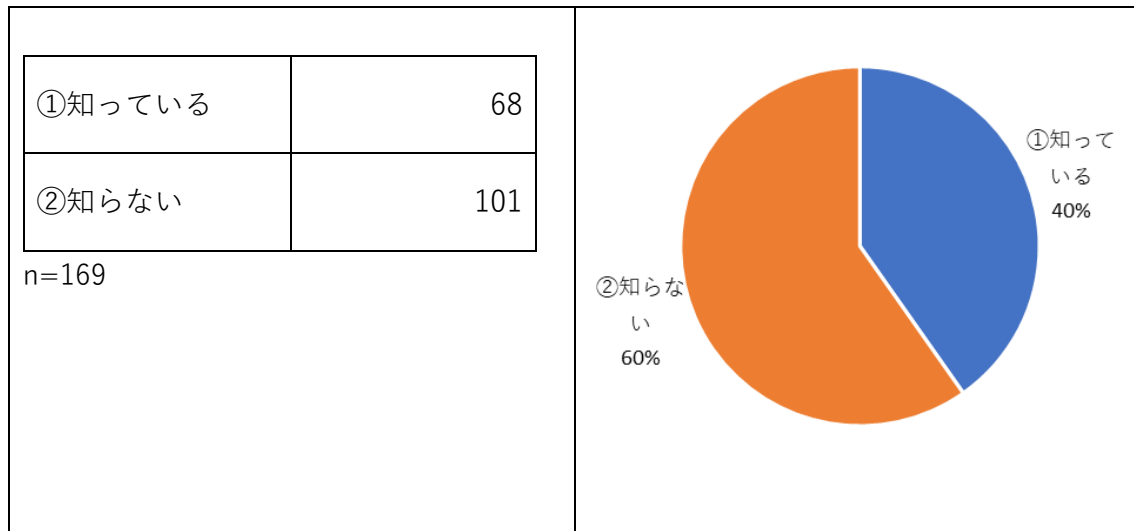
- 業種別・立地別のケーススタディの充実：今後の事例の更なるケーススタディへの反映と検索システムの構築。 ・デジタルツールと過去汚染事例のデータベースとの連携：公開すべき情報を精査したうえでの地理情報システム（GIS）表示や蓄積データをオンラインで可視化・検索できるシステムの構築。 ・記載内容の簡素化や別紙にわけると調べやすくする改善等。 ・土壌汚染対策法の法令手続き事例。
- まずもって、ページ数が多すぎて読み切れない。各ステップ・工法毎に小分けに纏めてもらいたい。また、除去等の措置において、汚染土が付着した重機や靴および汚染土と密着していた建物基礎の解体方法など、施工レベルの対応が読み取れないので、追記いただきたい。
- 基本的には要措置区域に関する考え方や対応が記載されている。他方、要届出区域については要措置区域の考え方を「準用する」とある。区域指定の違いを考慮した上でガイドラインでも区分して分かるように記述いただきたい。
- 産業廃棄物との区分方法等が明確なもの。
- 杭打ち工法について、過度に規制されているように感じます。工法の選択肢を増やしてほしいと思います。
- 調査や対策における選択肢がある為、指定調査機関の提案を鵜呑みにせずに、事業者として操業影響を最小化し責任を果たせるような判断を行う為の物。
- 特になし（3件）

<土対法改正に関して>

Q22. 現在環境省で土壤汚染対策法の見直しに向けた検討が行われていることをご存じですか。

<環境省報道発表>

https://www.env.go.jp/press/press_05069.html



↓Q22で「①知っている」を選択した場合にのみ質問を表示

Q23. 土対法の改正に関して、ご興味のあるテーマやご意見があればお聞かせください。。

<臨海部・工業専用地域に関する運用・規制緩和>

- 今後も継続利用する土地に対するものに対し、法や条例に基づく調査及びその後の対応内容について対策を簡易的に行うことはできないか。埋設配管が多い臨海地区において、掘削による調査や対応そのものがリスクとなり、採れる選択肢に制約があると感じている。
- 工場が臨海部に位置し下流が海なのに、土壤汚染の評価や措置を基準に基づき、一律に実施するのは不合理と思われる。
- 臨海部の工業専用地域等の取扱い。
- 臨海地区での土対法の運用について。
- 臨海部工業地域(特例、管理地域)の扱い。現に人健康被害のおそれがないのであれば大幅に規制緩和できるのではないかと？
- 臨海部工場専用地域における土対法の規制緩和(自然由来以外も含む)。
- 町の中にある土壤汚染と工業専用地域(とくに湾岸部)の土壤汚染は、立地条件が異なるのであるからリスク管理の対応についても後者は軽減できるものが多いはず

である。その他に、汚染の由来、汚染濃度の違いなどによっても軽減できる場合があると思う。

- 臨海部における形質変更の規制緩和。
- 「臨海部の工業専用地域等の取扱等」

<リスクに応じた規制・調査>

- 健康リスクに応じた試料採取等調査（健康被害のおそれがないことが確認できる場合には一律に試料採取等調査を義務付けないようにすること）。
- 「健康リスクがないこと」の取り扱いについて。
- 健康被害のおそれがないことが確認できる場合には試料採取等調査を一律に義務付けないようにする。
- 対象地の地域特性等を踏まえ、リスクに応じた規制内容となることを希望する。

<自然由来汚染の取扱い・緩和措置>

- 自然由来の汚染に関する取扱い。 人的汚染と別扱いにするべきではないかと考えます。農業や地下水汲み取り地域とそれ以外の地域との規制に伴う手間と健康リスクのバランスを欠いていると思います。
- 自然由来汚染マップの充実、自然由来汚染地域内であれば対象汚染物質の対策不要とする。 搬入土壌の汚染状態の確認のルール化。
- 周辺土壌とも比較して、自然由来での基準値超過と見られる場合の緩和措置の制定。

<前述以外の具体的な項目>

- 汚染情報に係る調査契機について、以下の内容によっては事業者の負担が増加するおそれがあると考え承継がどの範囲までをいうのか（グループ会社内での承継（100%子会社同士の合併・分離 親会社子会社の合併・分離など）も含むのか）。有害物質使用状況に係る情報について、地歴調査のような詳細な情報を求められるのか。また、地歴調査が必要な場合、事業所の全範囲分実施が必要なのかただし書きの提出時は、毎回、有害物質使用状況に係る情報について行政に届出が必要なのか。
- 土壌汚染調査義務の見直しについて。
- 地歴調査の機会の拡充（土地取引にあたって）。
- 事業者負担等への考慮など、処分規制緩和に関するテーマ。
- 「深さ方向調査の制度化」
- 区域指定の公示期間の短縮を希望する。
- 打ち込み杭工法等のガイドライン記載。
- 認定調査の見直し。
- 飲料用井戸のストレーナーの深度方向の規定に関する改定。
- 操業をしながら行える土壌汚染対策技術（工期・コストの妥当性を含む）掘削除去以外での指定解除となる技術開発。

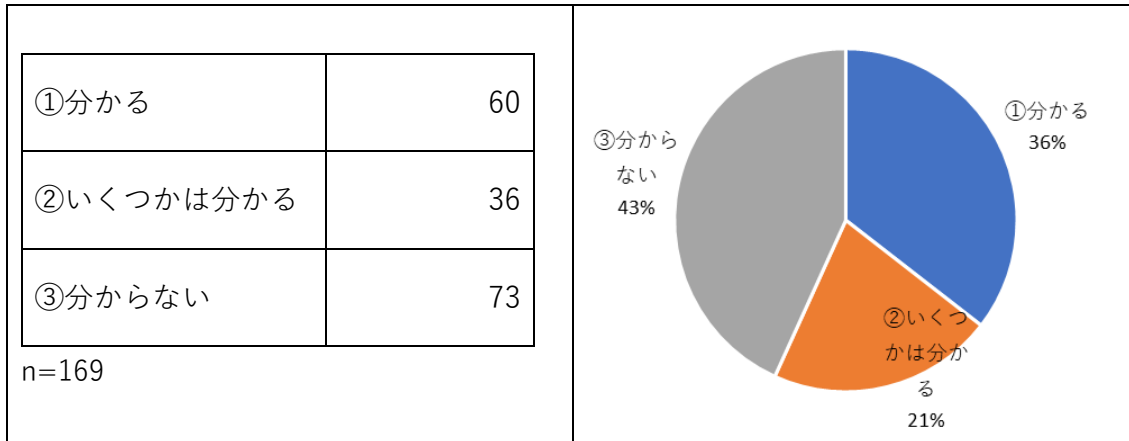
<その他・複合>

- ①地下水飲用リスクのほとんどない臨海地区における、規制の合理化（土壌汚染状況調査の省略など） ②リスクに応じた土壌汚染状況調査（地下水汚染の有無を確認した場合の土壌汚染状況調査の省略など） ③土壌改良に莫大な費用が掛かりすぎる。中には売買価格を大きく超える改良費を抱える土地があり、取引自体も建築もできずに塩漬けになる土地もあり、経済活動が滞っていると感じる。この点を汲んだ法改正に手を付けて欲しい。
- 汚染区画については平面で捉えられており、深度方向の調査結果で2深度まで基準値以内であっても、それより以深では未調査（汚染されているおそれがある）という考え方は廃止いただきたい。
- 土壌汚染対策全般的に難易度が高く手引きの内容を理解するのに相当な時間を要します。経験の浅い事業者の担当者は、対応漏れなどあれば着工の遅延に繋がる恐れや、行政相談に行ったとしても指導内容が理解しきれないなど、土壌汚染対策法対応に不安を感じます。
- 改正のポイントや届出や調査の判断フローを分かりやすいパンフレット等で周知願いたい。
- 土対法の対応や手続きの簡素化。
- 特になし（6件）

<地下水状況の認知度>

Q24. <中環審土壤小委において、地下水モニタリングに関連する議論があります>

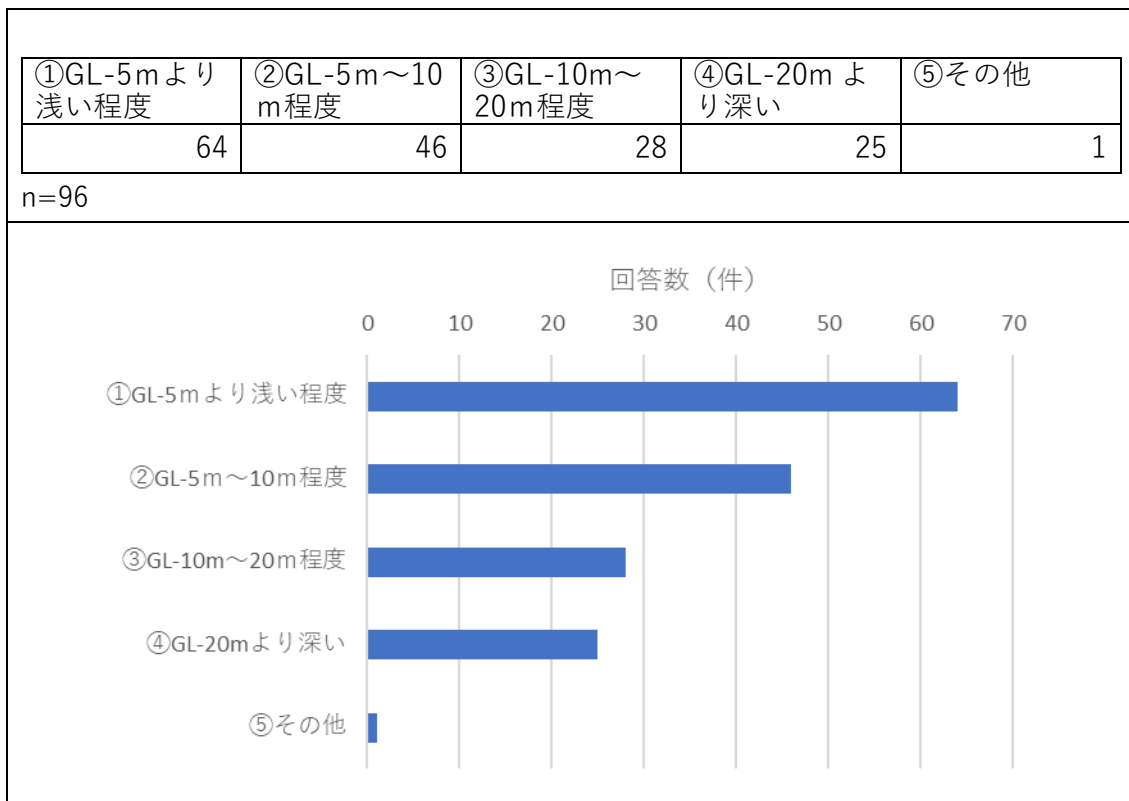
事業場のおおよその地下水位をご存じですか。



↓Q24で「①分かる」「②複数事業場のうち、いくつかは分かる」を選択した場合にのみ質問を表示

Q25. おおよその地下水位を教えてください。

※複数の事業場があり、水位が異なる場合は複数選択してください。(複数選択)

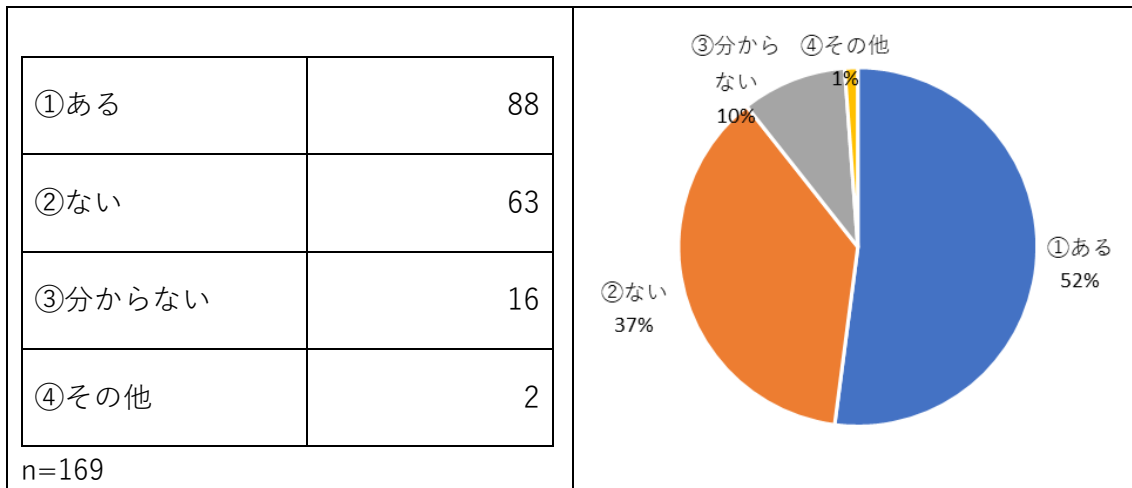


【その他】

- 拠点数が多く単純には答えられない。

Q26. 事業場には観測井戸がありますか。

※複数の事業場がある場合は、1事業場でも観測井戸があれば「ある」を選択してください。



【その他】

- 観測用ではないが、井戸を保有している。
- 事業場に設置というよりも、土壌調査が必要となる規模の工事において地下水位より深い位置の掘削工事を行なう場合に限り、個別に観測井戸を設置し、掘削工事が終われば撤去している。

↓Q26で「①ある」を選択した場合にのみ質問を表示

Q27. 井戸を設置した目的をお聞かせください。

①土対法・ 条例等による 措置の一環	②ISO等に 基づく定期 モニタリング	③地下水位 監視	④水質監視 (有害物 質)	⑤水質監視 (pHなど 生活環境項目)	⑥その他
50	12	33	64	28	7

n=88

【その他】

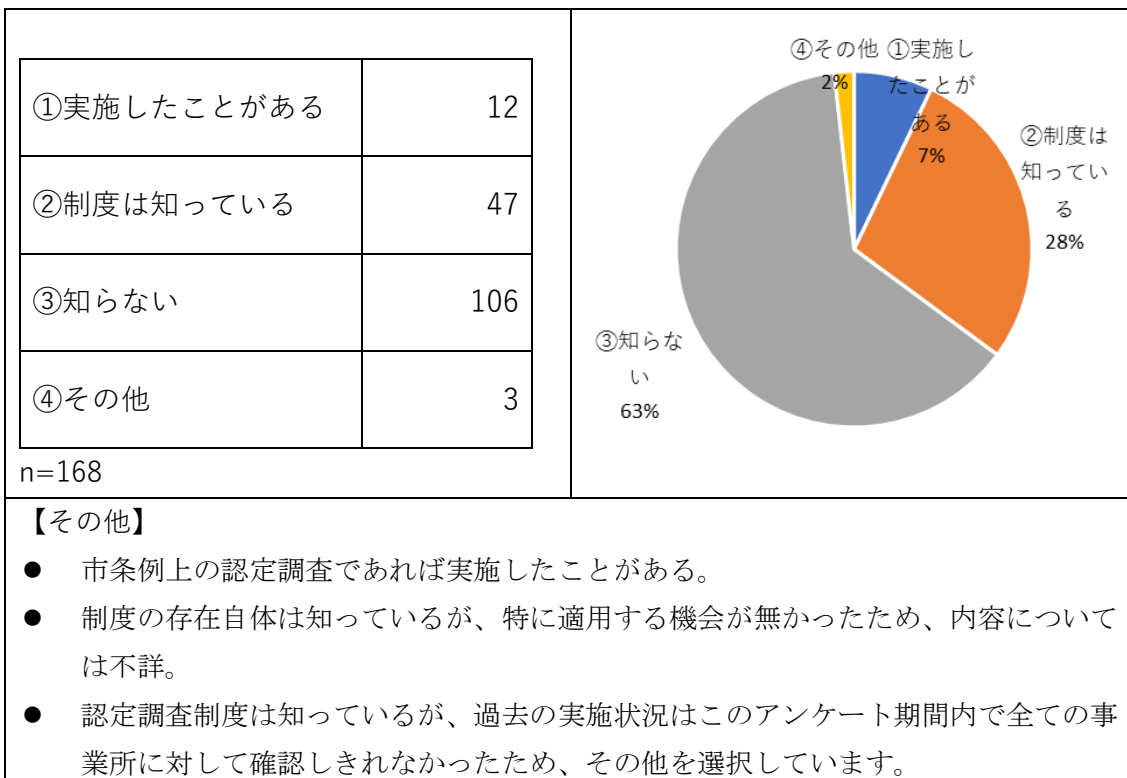
- ③④⑤については①の土対法による措置の一環です。
- 渇水時期に地下水を工業用水に利用。
- 法条例以外の土壌汚染対策の監視のため。
- 公害防止協定に定められている井戸。

- 汚染拡大防止のため。
- 形質変更時要届出区域の工事に伴う地下水のモニタリング。
- 自主的な汚染対応。

<認定調査の認知度>

Q28. <中環審土壤小委において、認定調査に関連する議論があります>

土対法の認定調査制度をご存じですか。



<土対法全般>

Q29. 土壤汚染対策全般に関してご意見があればご記入ください。

<法令・ガイドラインが難解>

- ボリュームが大きく多岐に渡っており指定調査機関以外は制度を理解するのが困難ではないかと思います。
- 複雑でわかりにくい法令と感じています。
- 企業にとっては調査・届出・対策の手続きが複雑。
- 土壤汚染対策法の法令手続き事例が少ない。土壤汚染対策法の改正やガイドライン制定・改正の度に内容が複雑化しており理解が進んでいない。
- 土壤汚染対策全般的に難易度が高く手引きの内容を理解するのに相当な時間を要します。経験の浅い事業者の担当者は、対応漏れなどあれば着工の遅延に繋がる恐れ

や、行政相談に行ったとしても指導内容が理解しきれないなど、土壤汚染対策法対応に不安を感じます。

- 大気や水質等の環境に係る法令への対策に比べて複雑であり、調査や届出、報告が多く煩雑。しかしながら地域住民の飲料水に影響する可能性があるため重要性は理解できる。
- ガイドラインが千ページ以上あり、行政に質問しても答えられない難解な法の簡略化、臨海部の法規制緩和で産業が対応し易く、発展できる法としてもらいたい。
- 法規制情報の一覧が用意されるなど、各事業者がより理解しやすい法令としていただきたい。
- 調査は難解、対策と共に時間と費用を要します。企業にとっては重荷であり簡便な方法を望みます。
- 事例ごとに参照すべきガイドラインが判断しやすくなれば、土壤汚染対策法の遵守もより容易になると感じる。
- 自治体によっては法第 4 条調査の経験がほぼないという担当者も珍しくなく、法の趣旨を理解するというよりは、条文もしくはガイドラインにおける記載の有無だけで数億・数十億必要となるような判断が行われる。同じ環境対応のコストであるが、例えば気候変動と比べてどの程度社会から求められているのか、もしくは環境保全の観点から意義のある対応なのか、疑問に感じることもある（同じコストであればカーボンニュートラル関連の事業に投資したい）。

<負担軽減・運用見直しの要望>

- 調査命令に則る 120 日の報告期限の運用の緩和。
- 手続きに要する時間がかかりすぎる ・臨海部は、地上面からの海水による土壤・地下水への影響もあり、B、F 規制値を海水相当の値へ変更することが必要と考える。
- 区域指定解除へのハードルが高く、結果的に掘削除去となっている点については更なる議論が必要であると考えている。
- 調査・届出に係る負荷軽減について考慮していただきたい。
- 可能な範囲で調査軽減を凶って頂きたい。
- 形質変更時要届出区域は地下水経路での健康被害リスクが低い土地であるが、要措置区域と同様に台帳に記載される扱いとなっている。そのため、土地取引の際には、指定解除が条件となることがあり、指定解除のための土壌入替等の費用負担が必要になる。形質変更時要届出区域については、台帳記載の対象外とするなど、別の方法での情報管理を検討していただきたい。

<健康リスク・土地利用に応じた柔軟な運用>

- 健康リスクが考えられる土地利用を行う際に調査や対策を実施するように見直していただきたい。（法律の目的に応じた調査、対策＝手間を最小限）
- 要措置区域と要届出区域の指定の違いが、地下水下流側に飲用井戸があるかどうかという飲用リスクに応じたものとなっています。しかし、実情としては区域指定が異なっても措置内容としては要措置区域と同じ対応（準用する）となっていま

す。要届出区域の場合には軽減措置を設定いただくと、より運用しやすくなると考えます。

- 土壌汚染による健康被害の発生防止と経済発展の両立の観点から、一律の基準値を設定するのではなく、例えば工業地や住宅地で基準値を別々に設定するなど、その土地のリスクに応じた基準値を設定されることを望む。
- 土壌・地下水の汚染拡散防止は人への健康リスクに応じて、工法や監視方法（頻度や監視ポイント数など）を選択できるとよいと思います。
- 汚染があるかないかでLTが大きく変わってくる。また汚染があるかないかは由来に関わらず不明であるため、工程に直接影響する。今後も事業場として使われる土地の土壌調査について非現実的な調査が多いためより柔軟になってほしい。

<自然由来、原因不明の汚染への対応>

- 自然由来に対しても、観測をしなければならず、無駄を感じています。自然由来と考えられる濃度を決め、裾切りし、調査不要としてほしい。臨海部で埋立地でのフッ素。
- 汚染が自然由来であると判定される判断基準が全国で統一されているのか、懸念がある。
- 調査の結果、汚染有という結果が出ても、それが本当に人的なものなのか自然由来のものか分からない場合がある。仮に自然由来のものだとしても、その土地で建設するには、その対策（土の入れ替え等）をしなければならず、時間も費用も莫大になる。その他、土対法には諸々問題が散見されるため、今一度「制度設計の見直し」「調査方法の見直し（簡略化）」「土壌汚染の閾値の見直し（第二溶出量基準の見直し）」等検討していただきたい。
- 自然由来の物質については、対策を講じる対象から外していただきたい。

<事例・具体的な要望>

- 建物を建設する際、地下の汚染土をアスファルトの駐車場に仮置きしたら、そこが指定区域になり、撤去した後も、解除されない等、制度的に不可解な事例がある。
- 事業場内の再編に際した土壌汚染状況調査で土壌汚染が見つかった場合、土壌汚染対策工事に必要な工期、費用面で見込みを立てづらい場面があります。これまで当社では、汚染指定（形質変更時要届出区域）されたままにすると判断をした場合の風評リスクを考慮し、対策工事を選択してきました。区域指定の正しい考え方の周知や、名称の変更をなど風評被害のリスクをなくす対策を希望します。
- 矢板での囲い込みやバリア井戸等で汚染拡大防止の対策が取られている事業場においては、汚染拡散防止の工法を用いること前提として、形質変更の際に土壌調査や届出を不要としてもらいたい。
- 調査範囲に飲用井戸がなく、また飲用に供されることのない、ごく浅い水位における帯水層汚染に関する規制緩和があれば対応がしやすいと感じる。（地下水モニタリング時は、汚染が確認されたごく浅い帯水層ではなく、深層部の帯水層にて行うことができるなど。）

- 土壌汚染された土地の評価額の算定方法について、基準を定めて欲しい。

<勉強会、説明会等>

- 環境省で議論・検討がされている法規制の見直しについて説明会の場などをお願いしたいです。
- 土壌汚染対策法に対する各社さんの対応や取り組み全国的なトレンド、土壌浄化方法の新技术など知れる場が欲しいです。
- 現状、知識不足でもあり、向学、確認する機会があればと考えております。
- 封じ込めやモニタリングによる「リスク管理型対策」について行政から積極的な情報提供を望む。

<本アンケートへの意見>

- 土壌汚染対策ではありませんが、社内関係者に確認する際にエクセルに質問内容を記載して回答を確認しました。アンケートの質問項目をエクセル等にダウンロードできるようにしてほしい。
- 土対法に対してではなく、本アンケートに関しての意見を記載いたします。アンケート表紙には、「事業場ごと～」と団体ごとに回答するような記載ぶりでしたが、いざアンケートの内容を見ると、「回答者は～」と唐突に個人へフォーカスしていく内容でした。アンケートに回答することはやぶさかではないのですが、回答者が混乱するような質問内容では、アンケートを実施する御社としても、求めているような結果が得られない可能性があります。それだけでなく、あくまで任意のアンケートですので、そもそも回答者が「答えづらいな」と感じた時点で、回答するのをやめてしまうかもしれません。血税から賄われているこのアンケートの実施費用やアンケートを作成していただいた方々の時間を無駄にしないためにも、次回以降、同様のアンケートがあるのであれば、回答者の立場になっていただき、分かりやすいかつ回答しやすい内容としていただければ幸いです。

<その他・複合>

- ・現状の土壌汚染対策法の規定が多すぎて非常に理解しにくくなっている。そのため、行政側も申請側多くの時間と費用を費やしている。
 - ・土対法規定により、要件に該当する掘削工事・計画を断念せざるを得ない状況が増えていることへの対応を進めて欲しい。
 - ・全国一律の規制では特に地方の再開発は先細りになるだけではないだろうか？ 形質変更(含む土壌改良)に要する費用は全国的に差がないが、地価は大きく差がある。同じ費用を価値の低いところには投資はしづらい。再開発の不活性の原因が地域毎の事情もあることから、土壌汚染対策法の目的を達成できる範囲で合理的な判断、運用が必要である。
 - ・運用の主体である自治の差 ○○、○○、○○自治体のような大都市とそれ以外の地方都市の自治体の行政の判断処理能力には大きな差があり、自らの責任において状況を理解し判断するということができているのが実情。事業などを計画しても、土対応の対応に関わる期間が明確にできず、スケジュールが立てにくく、費

用の工面の点から事業性の判断も影響をしている。
以上のような現状等を踏まえ、合理的、簡素化、分り易い、を主眼とした以下の点の改善を望む。

○リスクに応じた最小限の規制と対応法・安価な対応

- ・地歴調査期間(水濁法施行以降の確実に立証できる遡り期間の設定)
- ・有害物質の使用、取扱実績量の閾値の設定
- ・有害物質の使用、取扱実績量を元にした土壌分析の実施 ・有害物質の使用設備を元にした区域指定
- ・形質変更工事に際して、現に汚染拡大防止が可能な工法推奨

○行政に対して、

- ・迅速な応答 ・統一的な行政の対応、運用

○ガイドラインに関して ・土対法に関わる業務は、専門的知識、経験が必要とされ、企業内でそのような人材を育成する余力はないため、より分かり易いガイドラインが必要

- 法施行以前の土地については、自主的に調査を行わない限り、土壌汚染調査が実施される契機はほとんどないのが現状です。健康被害の防止を目的として、汚染された土壌の除去や封じ込めなどの対策が講じられることは理解できますが、本来の趣旨からすれば、農作物を育てる農地や井戸水を利用している地域など、人の健康に直接影響を及ぼす可能性の高い場所を優先的に調査・対策すべきだと考えます。その意味では、現在の法令は、土壌汚染が存在していたことを後から発見するための制度にとどまっており、健康被害の未然防止という観点では効果が限定的です。したがって、例えば「一定以上の土地の形質変更があった場合に調査を義務付ける」といった形式的な基準ではなく、健康リスクが高い農業地域や有害物質を多く扱う工業地域などを行政が把握・選定し、当該区域に対して一斉調査を実施することが望ましいと考えます。行政が主体的に調査を行うことで、住民の健康を守る責務を果たすとともに、自主調査の限界を補い、地域全体の公平性と安全性を確保することができます。また、土地利用状況を把握している行政が主導することで、調査の優先順位を合理的に設定でき、限られた資源を効率的に活用することにもつながります。
- 現状では法律で全国一律に細かく規制しているため、調査や届出への対応で県担当者と工場担当者に相当の手間がかかっているうえに、ほとんどの場合、実際の土壌汚染対策が過剰になり、その対応に時間も費用もかかっている状況である。個別案件に沿った効果的で現実的な対応ができていないとは感じられない。
- 日本が安全で経済が発展できる対策法を望みます。無理な規制を掛けることは止めて頂きたい！ 外国人が開拓工事を無断で行っていることが少し問題になっていますが、こちらをしっかりと取締できる法改正を望みます！
- 土対法には、汚染された土壌の管理されていない状態での拡散を防ぐことで国民の健康や財産を守るという目的があると理解しているので、現状の土対法の対応に苦

慮する部分は受忍しなければならぬと個人的に考えています。

- 指定調査機関によるレベル差がある
- 業界の意見を十分考慮したうえで、改正を検討して欲しい。
- Q7（事業場の土地）について現状の回答は④（調査契機未到来）ですが、将来③（ただし書の土地）に変更になる可能性が有ります。
- 私個人の業務経験をもとに回答させていただいております。
- 特になし（19件）

2. 事業者ヒアリング

より詳細な意見・事例等の収集のため、事業者ヒアリングを実施した。対象者はアンケート回答者から選定し、回答内容をもとに主に現行法における課題・事例及び中環審土壤小委で議論されている地下水モニタリング案についての感触を聞き取った。なお、C社からF社については、第7回中環審土壤小委（令和8年1月28日）の開催直後の実施であったため、事前に当該配布資料「今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめ（案）※」を送付して感触を聞きとった。

※ <https://www.env.go.jp/council/content/49wat-doj04/000372594.pdf>

ヒアリング実施概要を表2-1に、ヒアリングの内容を（1）～（6）に、C社からF社のヒアリングにおいて参照した資料を巻末の参考資料に示す。

表 2-1 ヒアリング実施概要

	実施年月日	実施方法
A社	令和7年12月8日	対面
B社	令和7年12月15日	対面
C社	令和8年2月2日	Web
D社	令和8年2月2日	Web
E社	令和8年2月4日	Web
F社	令和8年2月5日	Web

(1) A社

1 日時

令和7年12月8日(月) 13:30~14:40

2 対応者

A社 職員 3名

経済産業省環境管理推進室 職員 1名

(株)環境管理センター 職員 2名

3 内容

①自治体の運用差について

➤ 同じ機能を持つ場所について汚染のおそれの区分が異なった事例について

汚染のおそれの区分は曖昧だが、それによってコストと工期が大きく違ってくる。

生産工程と製品出荷の両方の機能を持つ工場がいくつかある。a工場は、製品保管ヤードと生産エリアがフェンスで区切られているので、製品保管ヤードは汚染のおそれがないと判断された。一方、b工場にはフェンスがなく、製品保管ヤードも汚染が少ない土地と判断された。生産エリアの従業員は製品保管ヤードへの立ち入りは禁止されており、事業上は完全に分けられているが物理的に分けられていないため、ガイドラインの記載どおりとはいえ、同じ機能を持つ場所に異なる判断が下された。

➤ 法第3条第1項ただし書手続き中の法第4条第1項届出が受理されなかった事例について

有害物質使用特定施設の廃止に伴い初めて土対法の調査契機が到来し、法第3条第1項ただし書の申請をすることになったが、申請にあたり全域の公図を合成し対象地範囲を示す作業には時間がかかる。着工が迫っているため、形質変更範囲について法第4条第1項の形質変更届を提出する相談をしたが、ただし書認定後に法第3条第7項を提出するように指導をされた。2回ほど交渉したが受理されずに工事が遅れた。

➤ 汚染のおそれの判断に影響しない有害物質の情報を求められた事例について

敷地端の駐車場を形質変更する際の事例。駐車場は生産エリアとは区分されており、汚染のおそれはない土地という認識で自治体と合意した。しかし、形質変更範囲外である生産エリアに関して有害物質の使用状況を細かく求められた。届出を出している有害物質は確認できるが、その他の物質を全て追跡するのは困難であり、特に、汚染のおそれの区分に影響がないのに細かく指導されるのは負担が大きい。

地歴調査としては全体を調べてから形質変更範囲について評価するという流れなのだろうが、逆にまず形質変更範囲内を調査して、その後形質変更範囲内の汚染のおそれの判断に影響する情報について形質変更範囲外を調査する方が効率的である。

➤ 担当者の運用差について

- ・ 上記の件は、次年度の別案件ではこのような指導はなく、担当者による指導の違

いが大きいようだ。

- ・ 年度替わりで担当者が変わる場合は判断内容の引き継ぎを強くお願いしている状況である。

②自然由来について

例えば、ふっ素は様々な物質に含まれているため、多くのケースで調査項目に入ってくる。実際はふっ素、鉛等の基準値超過は埋土由来ではないかと思うが、使用履歴があるので汚染があったら人為等由来扱いになる。

土対法においては形質変更時要届出区域に指定されることは問題ないという認識であるが、企業としては汚染があるとプレスリリースし、住民対応として掘削除去等でコストをかけることになる。区域指定されることの重みの感覚が行政と事業者では大きく異なる。自然由来であっても区域指定されるので、企業からすると他の汚染と変わらない。

自然由来や水面埋立て土砂由来は、地歴調査を実施した上で搬出土壤を調査する方が良い。

③地歴調査について

- ・ OB等にヒアリングする際、特に昔の使用者・作業者はカドミウムや六価クロムは有害物質と意識していただろうが、ふっ素やほう素は昔は有害物質という認識がない人も多かったので有効な回答が得られるかどうか疑問である。一方で管理者は細かい工程まではわからず、正確な情報を得ることが難しい。最近ではPRTR等の関係で管理はしているが、過去の情報は全てが残っているわけではないので、全て追うのは現実的には困難。
- ・ 何かしらの材料・薬剤等でその物質が調査対象になるのであまり表面化していないが、結果として「はっきり分からない部分はあるが、汚染のおそれが少ない頻度で調査している状態」になることはよくある。
- ・ ガイドラインには場合によっては有害物質搬入車両の走行経路まで調べるよう書いてあるが、積載物をこぼしながら走行する状況は考えにくく、調査する合理性に欠ける。

④その他、全般

➤ 「汚染のおそれがない」区分を広げてほしい

- ・ 中庭や倉庫はフェンス等物理的区切りの有無にかかわらず汚染のおそれのない土地でよいのではないか。生産工程のない場所にわざわざ有害物質を持っていくことはない。
- ・ PCB含有機器があり抜油をすると工場全域が「汚染のおそれが少ない土地」になるのは厳しすぎる。

➤ 工事計画が立てにくい

土対法では1か所でも基準超過があると工程が大幅に伸びる。工事部署からいつ終わ

るのかと聞かれても期間がわからず、開発行為の起案の段階では多くのパターンを示すしかない。複数計画や工程管理の複雑さが負担となっている。

➤ 土壌汚染について

- ・ 汚染が見つかりと住民説明をしている。社会的にも土壌汚染に対する認知度が低く、「土壌汚染がある」というだけで構えられる。
- ・ 汚染状況の把握は土対法の目的にも挙げられているが、事業者からすると土壌を採取して分析をして汚染の有無が判明するだけであり、(今後の土壌汚染の予防はできても、水質や大気のようにあらかじめ基準を超過しないよう) 対策をすることができない。

➤ 中環審土壤小委で検討されている地下水モニタリングによる形質変更時届出の合理化等について

- ・ 地下水のモニタリングはしているが、面積と流向に対してどこまで測定すれば汚染なしと判断するのか基準が定まらないと何とも言いにくい。
- ・ 当社は主に事業場と自治体等との協定の中でモニタリングをしている。そういったものがなければ一般的には地下水モニタリングまではしてないのではないか。
- ・ ふっ素・ほう素は臨海部では基準を超える。上昇傾向にない等の傾向も考慮して考えてくれるとよい。

➤ 臨海部の工業地域について

- ・ 健康被害のおそれのない土地についての規制を合理化する、ということであれば臨海部は人の健康被害のおそれはないと思う。臨海部特例区域を使いやすくすればよいのではないか。現状のように「人為由来の汚染がない」要件があると、事業者は活用できない。
- ・ 臨海部については合理化を進めていいのではないか。a 工場で土壌汚染があり、掘削除去をしたが、詳細調査でふっ素の地下水汚染が確認された。おそらく原因は海水ということで、自治体と相談して上流と下流でモニタリングをし、傾向が同じなら区域解除できることとなった。これまでは条例により地下水基準不適合なら揚水を求められたが、臨海部であればそこまでしなくてよいと見直された。

➤ GX と土壌汚染対策の関係について

- ・ 開発行為で住民の不安を軽減してスピード感をもってやろうとすると一番GHGを多く排出する掘削除去を選ばざるをえない。
- ・ ガイドラインに書いてあること以外認めないという自治体もあるため、ガイドラインに新しい工法や措置方法の取り込みをしてほしい。

➤ 届出について

- ・ 地歴調査では各種届出を収集するが、「庁内での閲覧のみ」と制限があったり、開示に積極的でない自治体がある。
- ・ 土対法だけではないが、ほとんどの自治体が正式受理は対面で紙を出すことでしか受け付けてもらえない。東京都は電子届出ができるが、他の自治体でもできるようにしてほしい。

(2) B社

1 日時

令和7年12月15日(月) 13:30~14:45

2 対応者

B社 職員 2名

経済産業省環境管理推進室 職員 1名

(株)環境管理センター 職員 2名

3 内容

①自治体の運用差について

➤ 運用が非常に厳しい自治体がある

(条例による規制もあるため法のだけ問題ではないかもしれないが)他の自治体に比べて運用が非常に厳しい自治体がある。もう少し柔軟に対応してほしい。

➤ 立入り禁止の運用に関する事例

a自治体とb自治体で立入り禁止に関する対応が異なっている事例。

操業中の事業場で基準不適合があったので法第14条申請により区域指定した土地について、a自治体では必要最小限の立入りは認めてくれた。

しかし、b自治体からは、生産作業と関係のない従業員の立入はよいが、生産作業員は立入禁止と言われた。「立ち入る人の健康被害防止」という意味ではなく、有害物質の持ち込みや作業服に付着した有害物質落下による「新たな汚染を生じさせない」という視点からの指導であった。

➤ 土壌ガスのサンプリング位置に関する事例

一部対象区画の土壌ガスのサンプリングは30m格子の中心で実施となっているが、実際は全て更地にしてから調査をするわけではなく、中央に障害物があるケースもある。a自治体では障害物があるなら地点をずらしてもやむを得ないとしているが、b自治体ではガイドラインに記載されているとおりに必ず中央で採取するよう指導される。

②自然由来について

➤ 自然由来汚染があるのではないかと思う理由

- ・ 明治時代に埋立てられた土地に工場があり、そこで土壌調査をすると必ずふっ素等の基準不適合が出る。近隣の調査結果を見ても同じような傾向である。
- ・ 全項目調査をすると、使用履歴がない項目にも基準不適合が見つかる場合があり、(以前の事業者や近隣からのもらい汚染以外にも)自然由来や埋立て材料由来の汚染もあるのではないかと思っている。

➤ 全項目調査を実施する理由

- ・ 他の自治体では、地歴調査の結果「汚染のおそれがある」項目のみ調査をするこ

とが多いが、b自治体では全項目調査をすることが多い。b自治体には条例による土壌汚染の報告義務・区域指定があり、汚染があれば社名や場所が公表される。そのため、売買時も調査しなければならない雰囲気がある。また、汚染が公表されると、住民から「他の項目は大丈夫か？」と声上がるため、自主的に全項目を調査している。

- ・ 残土搬出時に受け入れ先から全項目調査を求められることもある。

③指定区域における工法について

- ・ 社内に土木を専門にする部署もあり、杭を打ち込み方式で掘り進めていけば粘土層を貫通しても下位帯水層に汚染を落とすことはないと認識している。当該工法について、c自治体に対し、根拠論文などを示して要望を出し1ヵ月くらい議論もしたが、ガイドラインにはケーシングの方法しか載ってないのでということで認められなかった。
- ・ c自治体は届出窓口が出先機関であり、出先機関が本局とやり取りをしてその結果を返されるので時間がかかる。
- ・ ケーシング工法は打ち込み杭工法に比べて費用が5割増しくらいになる感触である。

④実施中の操業中対策について

自主的にバリア井戸を作って地下水を回収している事例がある。当該工場は工場周辺に民家が多く、過去には公害訴訟が起きた土地柄もあって敏感な地域であるため、周辺の飲用井戸の有無にかかわらず住民感情に配慮して操業中対策を実施している。b市では条例により土壌汚染が公表されるため、地域住民に不安を抱かせることのないよう、事業者は公表前に揚水による飛散防止措置を行っている。

⑤その他、全般

➤ 区域指定の公示までの期間を短くしてほしい

- ・ 区域指定の公示には、調査結果が受理されてから約1.5ヶ月～2ヵ月くらいかかる。土地売買では公示しないと情報が不透明になることがあるのはわかるが、着工までに時間がかかりすぎる。作業期間の空白が生じると工事業者を確保し続けることも難しい。
- ・ 公示までの期間短縮を自治体にお願いしたこともあるが、環境部門が公示をしているわけではなく、担当部署に回しているだけなので環境部門がコントロールできないと言われている。
- ・ 公示までの期間は、次の手続きや形質変更等はできない。ただし、法第12条形質変更時要届出区域における形質変更届の事前協議には応じてもらっている。
- ・ 公示までの期間を短縮する方法として、土壌調査と並行(公示前)して掘削除去を行い、汚染の除去が完了したとして形質変更を行う施工実態があるが、掘削除去

が前提となるため土地の価格が高くないところでは難しい。

➤ 臨海部のふっ素・ほう素について

- ・ 昔から塩害があるような土地は、海水由来のふっ素・ほう素の汚染の可能性がある
るので、海水相当の基準に緩和してほしい。

➤ 中環審土壤小委で検討されている地下水モニタリングによる形質変更時届出の合理化等について

- ・ どのくらいの間隔（距離）で実施すればよいか気になる。井戸の本数が少なく
くていいのであれば、形質変更の前に1年間（4回）くらいモニタリングをする
ことはあり得ると思う。工場が広いと、中環審土壤小委で提示されていた「100m
ごとにモニタリング」を求められると現実的ではない。
- ・ 日常的な地下水モニタリングについては、処分場跡地に立地する工場で、地下水
流向の上下1本ずつモニタリングをしている。そのような事情がないところは地
下水測定をしていない工場も多い。必要性がなければ地下水調査は実施しない。
- ・ 臨海部の地下水について、排水基準程度まで緩和されるのはありがたい。

➤ 健康被害が生じるおそれの判断に用いられる飲用井戸の条件について

ある地域では、災害に備えて水は自分たちで確保するという動きがあり、大手企業や
病院、大規模商業施設などは井戸を設置している。そのため、土壤汚染があると要措置
区域の指定を受けることが多くなる。しかし、こうした井戸は100mを超える大深度で、
さらに膜ろ過処理をして利用している。万一、第一帯水層が汚染されていても健康被害
が生じるおそれは少ないはずだが、現行制度では区域指定にあたって深さ方向の汚染状
況について考慮されていない。

➤ ガイドラインについて

- ・ ③のとおり、ガイドラインに書いていないと認めてもらえないため、打ち込み杭
工法他自治体で認定された工法を掲載してほしい。
- ・ 自治体の運用差解消のためにも、ガイドラインは様々な事例を盛り込んで充実
させる方向がよい。廃掃法では地下構造物の残置を条件付きで認める通知が発
出された。そういったものを参考に最新の工法などを取り込んでもらえるとう
い。

(3) C社

1 日時

令和8年2月2日(月) 9:00~10:15

2 対応者

C社 職員 3名

(一社) 日本化学工業協会 職員 1名

経済産業省環境管理推進室 職員 2名

(株) 環境管理センター 職員 2名

3 内容

①自治体の運用差について

一般的に判断基準が曖昧であると感じる。

②地歴調査について

- ・ 遡りが困難な時期のことを聞かれて、「分からない」と回答したことがある。
- ・ 戦前の航空写真を見て「この建物は何か」等聞かれることもあり、「こういうものがあつたと聞いている」というような粒度でしか答えられないが、それ以上の情報を求められることはない。

③自然由来等について

➤ 自然由来

- ・ 全項目調査を実施したケースの中で、当社で使用していない項目で基準を超過したことがあり、自然由来汚染があると思っている。
- ・ 敷地の一部が埋立地である a 工場では、地下水中の砒素濃度が高い。当社では砒素の使用記録がなく、自治体とも自然由来という認識を共有している。現在は自主的なモニタリングで対応しているが、土対法に基づく調査契機が到来した場合、現行法では自然由来汚染でも区域指定される。公示されて行政手続が必要になるなど、企業としては負担に感じる。
- ・ 特に、土対法は人の健康被害を防ぐのが目的であるため、人の健康被害がない臨海部は指定区域の対象外にするのが合理的なのではないか。

➤ 埋設廃棄物

掘削中に、当社が土地購入前のおそらく廃掃法の制定以前に埋められたような廃棄物が出てくることがある。本来は埋めた人の責任であると思うが、結局は当社が対応した。このような原因で土壌汚染が生じて、現実的には現土地所有者が対応しなくてはならない。

④ガイドラインについて

- 1000 ページあっても読まない。もう少し章立てを考えると検索しやすいシステムを作る等しかないのではないかと。自治体でもガイドラインの内容を追いきれてない。
- 企業側として、ガイドラインが細かすぎて困っているところは、特に形質変更の施工方法にかかる記載部分。あまりにも細かく工法が多数書かれているため、例示とはいえ、逆にその工法をとらざるを得なくなる。これらは金銭的な負担が大きい工法である。シルト層まで矢板を打つことを求めるのは過剰ではないか。地下水位を下げ、汚染が拡大しないように工事すればよいのではないかと。
- 自治体が、「ガイドラインはあくまでガイドライン」として一例として考えてもらい、「こういう趣旨にのっとっていけばよい」という運用をしてくれるようになるとうい。
- 今あるガイドラインを削るのは難しいと思う。新たにFAQなどを整備するのが良いのではないかと。

⑤中環審土壤小委で提示された地下水モニタリング案について

最終案がどうなるか分からないが、案には賛成である。

➤ 賛成するポイント

(面積が広い工場での制度利用をイメージして回答)

- 過去の調査等により、汚染している・汚染の可能性があるところは大体分かっている。しかしながら、土地の形質変更を行う際は、法に基づく地歴調査をして、試料採取調査をして、土壤汚染があれば浄化をして・・・と考えると、広い工場では土壤汚染状況調査を実施するだけで数千万かかる。地下水モニタリング案によって試料採取調査の費用負担がなくなるのは大きい。
- 土壤汚染がある場合を想定すると、地下水モニタリング案の制度を用いることで、汚染を拡散しないよう地下水位を下げて地下水濃度を監視しながら工事をするができるなら、数億～数十億の土壤浄化をしなくて済む。
- 工場として継続して土地利用する限りは届出不要という流れになっている点を評価。(調査して汚染があつて) 形質区域に指定されると、自治体の公報に載る。公害に敏感な地域もあり、自治体の公報に載ることによる風評被害の懸念があり、事業者としてはインパクトが大きい。都市部のように地価が高く、汚染があつても利用価値があればいいが、地方では汚染があるだけでブラウンフィールドになってしまう。
- 工場を建てる前に数千万～数十億円かかると事業として採算が取れない。地下水モニタリング制度の内容によっては、土壤汚染はあるもののインフラが整備されている工業用地を有効活用できる可能性が出てくる。

➤ 今後の論点・課題

- 大規模工場では、形質変更範囲から敷地境界まで1 km くらいあることもある。モニ

タリング地点が形質変更範囲周縁部なのか、敷地境界なのかで意味が変わる。

- 地下水を地下水基準の10倍程度で管理する「臨海部」の定義。
- 途中で管理基準を超えた場合の具体的対応（工事を中止することになるのか、等）
- 内陸部についても、汚染がなさそうな土地については、地下水基準で管理するとしても地下水モニタリングの制度があると有り難いが、内陸部に関しては議論が難しいと思う。工場規模は内陸部より臨海部の方が大きいため、地下水モニタリングのスキーム案を早期に活用できるようにするためにも、まずは臨海部にかかる地下水モニタリング手法を詰めていってほしい（内陸部の議論に引っ張られて臨海部の制度が先延ばしにならないようにしてほしい）。内陸部の議論は、臨海部で制度を実施して出てきた問題点を踏まえて決めていくのが良いのではないか。

➤ 現行制度で土地の再利用がうまくいかなかった事例（b自治体 内陸部）

元々プラントがあった土壤汚染地で、事業撤退で地上部解体後、地下部は残存。そこに新工場を建てる際、汚染のないセットバック地（道路用地として供出していた非生産用地）に建設した。細長い土地であるためプラントとしては使いにくい、汚染のあるところを外すとそういう工場になってしまう。地下水モニタリングをしつつ、地下水位を下げた汚染を拡大しないようにすればよいのであれば、（敷地中央付近の土壤汚染地も使えるので）もっとよいプラントになったと思う。

(4) D社

1 日時

令和8年2月2日(月) 13:30~14:30

2 対応者

D社 職員 3名

経済産業省環境管理推進室 職員 2名

(株)環境管理センター 職員 2名

3 内容

①地歴調査について

➤ 過去の地歴が分からず苦労した事例

昭和50年代に隣接する工場の土地を購入し、当時の自社工場と土地の高さを合わせるために廃棄物処理法の許可を取得した上で、盛土(石炭灰)をした境界付近での形質変更の届出をした。その際に古い時期の敷地境界が分からず、国土地理院の航空写真等から何とか割り出した。

②操業中の対策

工場内にはタンクや施設が多いため、万一漏洩しても地下に浸透しないようコンクリート舗装をしている。経年劣化や地震によりクラックが生じることがあるため、リストアップして順次修繕している。

③合理性を欠くと感じること

- ・ a 工場は臨海部にあり、公道を挟んで海側の埋立地には関連事業者の倉庫等が立地しており人が住んでいない。このように、すぐ先が海であり健康被害のおそれがない土地にもかかわらず、「法律で決まっているから」「前例がないから」という土対法窓口の説明だけでお金と時間を使って土壌汚染の調査や対策をすることは納得性に欠ける。ケーススタディをいくつか作って、「うちの工場はこれに該当するので簡略化できる」等といったように、人の健康被害のおそれに応じて合理的に判断できる仕組みがあったらよい。
- ・ 建物を建設する際、汚染土を敷地内のアスファルト舗装駐車場にブルーシートを敷いて仮置きした。仮置きする土地は、法第14条「指定の申請」で区域指定を受けた。仮置きした土はその後原位置に埋め戻したが、撤去した後も仮置きした土地は(有害物質を含む石炭灰で盛土されている土地であることから)区域解除はされず「法的に解除できないので、指定状態がずっと続く」と説明された。

④中環審土壌小委で提示された地下水モニタリング案について

- 当社側の手間は減る気がする。格子状に切って土壌を採取するのは費用も時間もかかる。下流側での地下水モニタリングで済むなら良いことである。モニタリング地点が多すぎる等、土壌調査よりお金がかかるようなら別だが、現行の仕組みより負担が減るなら選択肢の一つとして使ってみたい。
- 普段から工場の地下水状況を把握してるかについては、例えば当社の a 工場の例では、昔産廃処分場で、石炭灰を埋めている部分があることは分かっているので、当たりをつけることはできる。漏洩事故の記録はないが、地歴調査から「この施設は疑わしい」「多分大丈夫」という程度の見当はつく。
- b 工場は内陸にあるが、モニタリングの基準が地下水基準だとしても、試料採取等調査を地下水モニタリングで代替できるなら負担が減るので賛成である。

⑤自治体の判断について

当社として、近年土壌汚染対策が関わってくる事案が少ないため、自治体による指導や判断に差異があるかは分からない。しかし、他法令において、a 工場と b 工場を管轄する自治体で解釈が多少違うケースはあるので、土対法についても同様と考える。他県の解釈事例を提案すると、県庁や地域を統括する部局へ確認して可否検討している様子ではあるが、結局「自治体内に同様の事例がないので法律の条文どおりにしましょう」と言われることもある。法律の条文や前例を判断材料としていると思われるため、参考となる事例がオープン情報として豊富であると良い。

(5) E社

1 日時

令和8年2月4日(水) 10:00~11:00

2 対応者

E社 職員 3名

経済産業省環境管理推進室 職員 2名

(株)環境管理センター 職員 2名

3 内容

①自治体の運用差について

- ・ 当社では特定有害物質を気体・固体等様々な様態で使っている。気体を重合して固体にする製造工程などで、気体は使用の履歴に入らないが、液体は入る。固体は入らないが、スラリーはどうなのか。プロセスの過程はどうなのか。そのような部分で自治体ごとに判断が分かれることがあった。
- ・ 汚染のおそれの判断の以外にも、調査地点の考え方、頻度、調査の計画立案に際して、自治体で判断が異なる。担当者の考え方により、以前は認められた内容であっても、後任の担当者からは認められなかったり、判断がぶれたりすることもある。
- ・ 試料採取について、生産に影響するなら地点をずらしていいという自治体もあるが、防液堤の中に穴を開けてでも区画中央での採取にこだわる自治体がある。後者のような指導があると削孔・復旧の予算化が難しい上、工期にも影響する。

②地歴調査について

地歴調査を実施した際、特定有害物質使用履歴も活動内容も不明の「研究所」という名前の付いた建物があった。当社では使用履歴が判明した物質の試料採取調査をすると思っていたが、指定調査機関から「a自治体はこういうときには‘疑わしきは罰する’指導をする」と言われ、渋々第一種・第二種特定有害物質を全て調査対象とした。実際にa自治体がそのような判断をするのか真偽は定かではない。

③自然由来等について

工業地帯の事業場は造成の影響を受ける土地の上に立っている。

自主調査で全物質調査をしたとき、使用履歴のない物質が出てきたことがあり、自然由来・造成の影響であると思っている。

④指定区域における工法について

直接摂取のリスク・拡散防止対策として、十分な層厚の砕石を敷くことは経済的にもその後の土地利用にも最適であると考え、自治体に相談したが、「ガイドラインに記載がない」

として認められず、盛土・植栽を求められた。

⑤認定調査について

➤ 認定調査時地歴調査について

- ・ 認定調査時は地歴調査を行うことになっているが、土壤汚染状況調査時と変わらないのに実施する必要があるのか疑問である。
- ・ 仮置き場所が想定以上に早く満杯になり認定調査をして早く搬出したい、といったことが起きるが、地歴からスタートするようでは報告書をつくる手間、時間がかかりタイムリーに出せない。土壤汚染状況調査から変更がないなら法第12条や法第16条にその旨加筆する程度ではだめなのか。地歴調査は地歴情報に変更があった場合だけ提出すればよいのではないか。

➤ 掘削後認定調査について

- ・ 土壤汚染状況調査を省略して区域指定を受けた土地に関しては、(法的には)最も厳しい基準不適合の状態である。搬出土壤だけ調査することがあるが、このような土壤でも(仮置きする時には本当の汚染土壤と同様に)フレコンを用意して入れる手間がかかる。合理的ではないと感じる。
- ・ 掘削後認定調査は仮置きする場所が必要になるが、場所がなくて実施できないこともある。

➤ 掘削前認定調査について

- ・ 掘削前認定調査は実質的には詳細調査に近い。特に工事計画が明確でない場合、地下の汚染状況が事前に分かることにより過剰な施工規制につながる懸念があり利用しにくい。

➤ 個別分析

- ・ 900 m³毎に認定調査を実施して汚染有だった場合、現行制度では100 m³単位の個別分析ができない。最初から100 m³でやった方がよいが、それでは分析費用がかさむため、900 m³毎に認定調査を実施して汚染有だった箇所をさらに100 m³単位で個別分析して汚染箇所を絞り込めるとよい。

⑥指定調査機関の能力差

当社は各事業場の環境部署の他、本社に不動産系の部署もあり、土対法に関して知見を集約している。指定調査機関とのやり取りの中で、見解がおかしいと感じる指定調査機関もある。

⑦中環審土壤小委で提示された地下水モニタリング案について

試料採取調査をせずに工事ができる、区域指定されないというのはかなりの緩和であると感じる。選択肢としてこれをやってよいならありがたい。

➤ 懸念点

- ・ VOCについて「掘削最大深度までオールスクリーン」という記載がある。不透水層を

抜いて汚染を拡大してしまう懸念があるが大丈夫だろうか。

- 地下水汚染があった場合や施工中に汚染が出た場合は、建設がストップして、対策が優先されると思う。大がかりな地下水汚染対策によって長期間工事が中断するとなつては「制度はあるが誰も使わない」とならないか。例えば工事が3年かかる場合、30回ほど測定することになるが、そのうち1回でも基準を超えたら工事ストップというのはリスクである。短期間の工事であればいいかもしれない。
- この制度を使った場合、次の調査契機にどう扱われるのか。自由に工事をする、と、土壌の場内移動の経緯が追えず汚染のおそれの範囲が特定しにくくなり、将来的に指定調査機関や行政が混乱し、自治体の担当者によって意見が異なって振り回され、結果的に広範囲な調査をすることになりそうである。このあたりがクリアになると良い。
- モニタリング井戸の場所は敷地境界なのか、形質変更の場所の直近なのか。土対法の目的を考えると敷地境界でもいいことになるので、敷地境界に作っていつもそこを使えるなら合理的であるが、地歴も含めて敷地内の汚染把握等の管理は課題。一方で、形質変更の場所の直近となると、形質変更のたびにあちこち井戸を掘ることになり、工事の多い事業場は大変である。
- 掘削深度が10mで第一帯水層が50mまでであるといった場合は50mの井戸を掘るのだろうか。50mも掘るのは大変である。
- 帯水層が厚い場合、オールスクリーンでは汚染が下に落ちやすくなり、また、希釈によって汚染の確認ができないリスクもある。希釈されて汚染が下流に行かないからいいのかもしれないが、(そのようなモニタリングの結果をもとに自由に工事をする)場内の汚染が拡散する可能性がある。
- 土対法では試料採取調査の対象外になつても、(土地取引の商習慣的に)自主調査をすることはあるだろう。しかしそれは「自主」であるので、調査せずに引き渡し、汚染地がそのまま住宅になることも起こり得ると思う。

➤ 臨海部の地下水モニタリングの基準について

- 当社の事業場の一部は臨海部にあるが、下流側120度・180度で1kmの範囲を考えると住宅がある。臨海部であれば飲用リスクがない、とは言い切れない。また、潮位を考えると「地下水流向の下流」の特定は難しいのではないかと。
- 上水道が来ていない事業場は深井戸の地下水を使っており、従業員も飲用していることがある。地下水基準を超過すると従業員の健康被害も考えられる。

⑧ガイドライン等について

- 社内でガイドラインを作っており、基本的には「法律・条令に従うように」といった内容になっている。業務の中で情報収集を行っているが、現状では各工場の環境担当に全事例の共有はしていない。
- ガイドラインに載っていないグレーな部分を判断するのは各自治体の担当者であるが、担当者が変わると見解が変わるといのがもどかしい。
- 実際の自治体判断例が載った事例集があれば便利だが、自治体はやりにくくなるかも

しれない。時々環境省が Q&A を出すが、それを充実させて各自治体の担当者の目線が合うようになるとよい。

(6) F社

1 日時

令和8年2月5日(木) 10:00~11:00

2 対応者

F社 職員 3名

経済産業省環境管理推進室 職員 2名

(株)環境管理センター 職員 3名

3 内容

①自治体の運用差について

- ・ 敷地の一部で試薬を使っていた場合、汚染のおそれがある範囲は使用場所付近のみとするか、工場全域とするか、自治体により判断が異なると感じる。当社の工場は60万~100万m²と面積が広い。その中で分析用試薬瓶(標準液)があることで工場全域をおそれがあるとするべきか否か、考え方が統一されれば有難い。
- ・ 例えば、最近の塗料にはSDS(安全データシート)があるが、何十年前に使っていたものに特定有害物質が含まれていたかどうかは不明である。安全側に立って重金属全項目を調査必要とするのか、わからなければ調査不要とするのか、(自治体というよりは)指定調査機関により判断が異なる。分からないと言えば調査不要にできるようになってしまうため、考え方が統一されれば有難い。
- ・ 水濁法の特定施設(施行令第1条別表第171の2イの洗浄施設)のうち、特定有害物を使用している試験研究機関の研究棟に設置されたもの(直接に特定有害物を使用するものではないが、当該研究棟で意図的に特定有害物を使用する場合には洗浄施設に係る排水に特定有害物質が含まれ得ることに着目し、本法においても特定有害物質を使用等するものとして「有害物質使用特定施設」に該当することとなるとされている。)に関して、研究棟といっても非常に大きなものもある。そのような場合、流し台(試験研究施設の流し台)に特定有害物質を流していなければ有害物質使用特定施設ではないとする自治体もあるが、同じ部屋で特定有害物質を使っていれば有害物質使用特定施設扱いとする自治体もあるし、やはり同じ棟で特定有害物質を使っていれば有害物質使用特定施設扱いとなる自治体もある。
- ・ 同じ自治体内で担当者間の差異はあまり感じない。自治体による運用差が生じるのは、その自治体の方針や内規があるのだろうと感じている。

②自然由来等について

- ・ 自然由来かどうかはわからないが、地歴調査で特定した有害物質について、試薬として少量使用した程度であるにもかかわらず試料採取調査でかなり検出された場合、本当に人為由来なのか疑問に思うことがある。特に第二種特定有害物質に多い。

- ・ 現行法では、地歴調査で最初に自然由来か人為等由来かを特定した上で試料採取等調査をしているので、試料採取等調査結果を踏まえて人為由来から別の汚染由来に変更しにくい。当社の例では第二種特定有害物質の基準不適合が散見された程度なので、明確に自然由来であるとは言えない状況でもあり、自治体はその結果を見て自然由来と決めるわけでもなかった。最初から自然由来として調査を始めるケースはこれまでにないので、人為由来で調査を進めたら結果がどうであろうと人為由来扱いのまま手続きは進むことになると思う。

③形質変更時要届出区域の工法について

- ・ 形質変更時要届出区域で杭を打つ場合、ガイドラインではケーシングを用いて汚染を拡散しないようにする旨の記載になっている。当社では回転式での杭打ちを考えていた。回転しながら杭を入れることにより汚染拡散リスクは低いとのことだったので、施工企業と一緒に自治体に相談に行ったが、ガイドラインどおりケーシングをするよう指導された。回転式の方が安価と聞いていたが、自治体で認められなかったので具体的な工事費の差額までは把握していない。

④中環審土壤小委で提示された地下水モニタリング案について

- ・ 現行法では、形質変更する際は地歴調査で汚染のおそれがあれば試料採取調査が必要となっているが、試料採取等調査は費用や期間がかかって負担が大きい。このため、地下水モニタリングで着工できるのであればコストや期間の面で事業者としてはかなり施工しやすくなると思う。特に期間短縮に期待している。
- ・ 中環審土壤小委で臨海部にかかる制度見直しの議論が行われており、人の健康に影響がない場所での緩和措置を考えていると認識している。土対法は土地の利用状況に関わらず一律基準とされているが、若干の配慮の上で検討してもらっていると理解している。最終的には具体的な制度見直し内容を見てからになるが、臨海部に工場があるので地下水モニタリング制度が使えるのであれば使いたい。
- ・ 当社では事業場内の詳細な地下水状況までは把握していない。地下水モニタリングは数か所実施しているが、形質変更場所の下流でのモニタリング制度ということで利用できるかは不明。
- ・ 地下水モニタリング制度の内陸部での利用については、下流側に飲用している可能性があることから地下水基準でのモニタリングとなったとしても、試料採取調査をせずに施工できるのであれば期待感はある。今後の議論を注視したい。

➤ 懸念点

- ・ 現行法では土壤汚染状況調査を実施して基準不適合になり区域指定された場合は、汚染除去や形質変更の計画書が必要になる。新スキームのモニタリング制度下ではそのあたり自由に工事ができるのか。施工計画書等が必要になるかは気になる。

➤ 地下水モニタリング制度を利用した場合における敷地内の汚染（または汚染のおそれ）拡散リスクについて

- ・ 敷地内で汚染（または汚染のおそれ）のある土壌を自由に移動できることによる将来的な不動産価値下落リスクについては、自主的に管理する仕組みを持つておくことで対応できるのではないか。ここに行政のチェックが入った方が良いのかどうかは考えるところである。

⑤ガイドライン等について

- ・ ガイドラインは薄くする必要性も示されていると思う。「ガイドラインに記載がない工法は認めない」という自治体があるため、汚染を拡散しない施工例は充実させてほしいが、ガイドラインでは更新頻度が低いため別のものがあるとよい。施工方法は進化していくので、随時記載内容を更新できる仕組みであると良い。
- ・ 環境省の Q&A をもっと充実させて更新していけば、自治体も判断しやすくなると思う。事業者も自治体に示して相談や交渉ができる。
- ・ 自治体と交渉する際に、他の自治体の事例を交渉材料にすることはあまりない。理由としては、自治体ごとに条例や方針が異なるため。

3. まとめ

土壌汚染対策制度事業者アンケート及び事業者ヒアリングを通じて把握した土対法対象事業場の運用実態のうち、主要な内容に関するまとめを以下に示す。

(1) 土壌汚染状況に関する情報の把握について

- ・ 過去の地歴情報の承継が不十分・不確実であったことから、過去の関係者への聞き取りや予防的な試料採取等調査の実施等が必要となり、時間的・経済的な負担が大きいという意見が多く寄せられた。
- ・ 地歴調査において不確実・不足とされた情報としては、古い時期の自社情報や自社事業場が立地する以前の情報が多かった。(アンケート Q12)
- ・ OB へのヒアリングを実施しても記憶が曖昧なことや伝聞であることも多く、正確な情報が得にくい現状がある。
- ・ 地歴調査について、合理化の余地があるのではないかとの意見があった。

<アンケート・ヒアリングで挙げた事例・意見(抜粋)>

- ✓ 予防的に過剰な調査を自主的に行った。
- ✓ 使用可能性が否定できない物質・エリアの土壌調査を求められた。
- ✓ 不明と判断し、汚染のおそれが「少ない」区分で調査を実施していたが近年「多い」で指導されることがある。
- ✓ 過去携わった職員が退職し、使用された物質やプロセスを理解するための資料収集に時間と労力がかかった。
- ✓ 退職者・関係者へのヒアリングを実施。記憶があいまいであることや、有害物質について専門的な知識を有していないことから、有用な情報を得ることができない。伝聞の伝聞である場合もあり、それを正として良いのか判断が困難。
- ✓ 特にふっ素、ほう素等過去に有害物質の認識が薄かった物質については、ヒアリングを実施しても記憶が曖昧な傾向がある。
- ✓ 過去の敷地境界の資料がなく航空写真から推定した。
- ✓ 指定調査機関から「〇自治体では疑わしい施設は試料採取調査を指導される」と言われたため、「研究所」と名前が付いた業務内容不明の建物について第一種、第二種特定有害物質の調査を実施した。
- ✓ 有害物質搬入車両の走行ルートまで調べる必要があるのか。積載物をこぼしながら走行する状況は考えにくい。
- ✓ 形質変更範囲の汚染のおそれの判断に影響しない生産エリアの詳細な情報を求められたことがある。敷地全体調査→形質変更範囲の評価ではなく、形質変更範囲を調査して汚染のおそれの判断に影響する情報について範囲外を調査する方が効率的。

(2) 工場等として使用し続ける場合における土地の形質の変更について

- ・ 具体的な制度見直しの方向性について、詳細内容は今後技術的な検討が行われるため未確定ではあるものの、人の健康リスク判断において、時間的・経済的負担の軽減や土地の有効利用促進の観点で期待する声が多かった。
- ・ 一方、今後検討される地下水モニタリングの具体的手法の不透明さ、形質変更中の基準超過に伴う工事中断リスク、自主的な汚染土壌管理にかかる懸念の声もあった。
- ・ なお、観測井戸があると回答した事業場は回答者数の52%あり(アンケート Q26)、

主として地下水の水質監視や土対法・条例等の措置の一環として設置されている（アンケート Q27）。

<ヒアリングで挙げた意見（抜粋）>

【期待の声】

- ✓ 試料採取調査（汚染がある場合は対策も含め）費用・時間がかからない。
- ✓ 区域指定されないため、風評被害の懸念がなくなる。
- ✓ 土壌汚染・汚染のおそれのある土地の有効利用につながる。
- ✓ 臨海部・一般の土地にかかわらず、新制度は活用したい。

【懸念の声】

- ✓ 地下水モニタリングの具体的手法の不透明さ：
井戸設置箇所（大規模工場の場合は形質変更場所の周縁か敷地境界かの違いは大）、本数、深さ、スクリーン位置等、早期検討を要望。
- ✓ 工事中断のリスク：
特に形質変更中に管理の基準を超過した際、地下水汚染対策により長期間の工事中断となる可能性があり、工事計画への影響大。
- ✓ 汚染（汚染のおそれ）土壌の管理：
土壌汚染（汚染のおそれ）のある土壌の場内移動は法規制上自由となるが、土地管理等の観点から自主的な汚染土壌の管理は必須。

（3）自然由来等基準不適合土壌の取扱い見直し

- ・ 「自身の事業活動に起因しない汚染で区域指定された」との回答が 43 件あり（アンケート Q14）、想定される汚染原因は、自然由来（24 件）が最も多く、次いで造成時土壌（22 件）であった（アンケート Q15）。現状では、自然由来の可能性がある場合でも人為等由来と区別ができずに区域指定されるケースがあると推察された。
※ただし、一般的に自身の事業活動による汚染ではない汚染を「自然由来」と言うことがある。
法的には、造成土は人が持ち込んだものとして「人為等由来」／「水面埋立て土砂由来」として扱われ、「自然由来」とは異なることに留意が必要である。
- ・ 自然由来等基準不適合土壌のある土地の利用にあたっては、汚染原因者でない事業者が時間・費用を負担して対応に当たっている現状がある。
- ・ 自然由来・造成時土壌に由来すると思った根拠は①近隣他社の調査結果も同じ傾向である、②使用履歴がない、③試薬など少量の使用にもかかわらず汚染土壌が敷地内に散在していることによる。
- ・ 使用履歴がないにもかかわらず調査を実施した理由は、①残土搬出時の調査、②公害に敏感な地域性により全項目調査をせざるを得ない状況、③自主調査が挙げられた。

<アンケート・ヒアリングで挙げた意見（抜粋）>

- ✓ 調査で汚染ありと判明しても、汚染原因が特定できないケースがある。自然由来と特定されたとしても、その土地の形質変更にあたっては対策が必要となり、莫大な時間と費用を事業者が負担している。
- ✓ 自然由来であると判定される基準が全国で統一されているのか。
- ✓ 臨海部のふっ素、ほう素については、海水中の当該物質の濃度が地下水基準を超えているため、基準の見直しを求める。
- ✓ 自然由来の物質については、対策を講じる対象から外してほしい。

(4) 形質変更時要届出区域の施行方法の基準等見直し

- ・ 土対法の区域指定を受けた土地がある(あった)と回答した72件のうち6件が「形質変更時に“ガイドラインに載っていない工法なので認められない”等の理由で十分な検討がされず着工不可となったことがある」と回答した。(アンケートQ16)
- ・ 着工不可となった施行方法としては、杭打ち工法、砕石による被覆、仮置きが挙げられる。

<アンケート・ヒアリングで挙げた事例・意見(抜粋)>

- ✓ 土木学会土壌・地下水汚染対策研究小委員会のワーキングチームで「打撃工法でも、基準不適合土壌の帯水層への流出防止という観点からすれば、プレボーリング工法や中掘り工法と同じ」という見解を得て、他自治体での施工事例について説明したが、打撃工法は認められなかった。
- ✓ 回転式の杭打ち工法を採用したい旨を自治体に相談したが、ガイドラインどおりケーシングを用いるよう指導された。
- ✓ ケーシング工法は費用が5割増しくらいになる感触。
- ✓ 直接摂取リスクの飛散防止措置として、十分な層厚の砕石であってもガイドラインに記載が無いという事で、認められなかった。
- ✓ 保全工事等に伴う形質変更時要届出区域外への一時的な土壌の「仮置き」について、ガイドラインに掲載されていないという理由のみで不可と判断する自治体がある。

(5) 操業中の対策

- ・ アンケート回答者の約7割が、「条件によっては操業中に土壌汚染対策(除去や拡散防止等)に取り組むことが考えられる(既に取り組んでいる)」と回答。(アンケートQ18)
- ・ 操業中から実施したいと思う調査や対策方法として、簡易的なものや事業場の一時停止を行わずにできるものを望む声が多かった。
- ・ 検討の条件には、コストを上げる意見が多かった。

<アンケートで挙げた検討の条件等(抜粋)>

- ✓ 汚染リスクとコストバランスで検討する。
- ✓ 費用がかかるため現実的に厳しい。
- ✓ 補助金等の設定。

(6) 自治体の運用差

- ・ 「複数の事業場が異なる自治体に立地する」と回答した者のうち約4割が「自治体により運用の差がある」と回答(アンケートQ8)。自治体による運用差は、調査の対象範囲や具体的方法、汚染のおそれの考え方、施行方法、区域指定など、様々なプロセスでの判断で生じている。
- ・ 自治体毎に方針や内規やあると感じられるという意見もある一方、同じ自治体内でも担当者による差異があるとする意見もあった。また、指定調査機関の判断にも差があるとの声もあった。

<アンケート・ヒアリングで挙げた事例・意見（抜粋）>

【自治体により判断が分かれた事例等】

- ✓ 法第3条ただし書申請中に、本来可能であるはずの法第4条形質変更届出を受け付けない自治体があり時間がかかった。
- ✓ 法第3条ただし書提出後に毎年地下水分析を求める自治体と、そうでない自治体がある。
- ✓ 土壌ガスサンプリングで30m格子中心に障害物があっても地点移動を認めない自治体と認めてくれる自治体がある。
- ✓ 汚染除去と建設工事を同時に行うことに対して、自治体によって判断の差異がある。
- ✓ 地歴調査報告書の取り扱い、提出（審査）時期が自治体によりばらつきがある。（4条届出の際に必要とされる場合もある。汚染の有無の判断が必要な区域の基準が異なる。等）
- ✓ 汚染のおそれの判断（同じ用途の場所に関する判断が異なる、有害物質が液体以外の様態であった場合の判断、使用履歴が不明であった場合の判断等。自治体以前に指定調査機関の判断が異なるという意見もあり）。
- ✓ 自治体ではなく担当者の差異であるが、汚染のおそれの判断に影響しない有害物質の情報を詳細まで求められたことがある。
- ✓ 汚染判明から公告までの期間。
- ✓ 汚染範囲を絞り込む調査の適用可否。
- ✓ 大規模な研究棟において、通知どおり建物内の全流し台を有害物質使用特定施設とする自治体と、有害物質を使用していない部屋や有害物質を流す場所以外は対象外と認めてくれる自治体がある。
- ✓ 地下水の飲用利用を調査する範囲について、汚染区域より地下水流向下流方向ではなく全周で調査を行われる場合があった。
- ✓ 区域指定された土地について、必要最小限の立ち入りは認めてくれる自治体と、有害物質の持ち込みや作業服に付着した有害物質落下による「新たな汚染を生じさせない」という視点から厳しい指導をする自治体がある。

【自治体の運用差解消に向けた事業者からの意見】

- ✓ 同じ自治体でも担当者により判断が異なることがあり、新担当者になった際には過去の経緯を説明することがある。
- ✓ ガイドラインでは詳細な例示より趣旨の強調を。工法部分で言えば「汚染を拡散させないこと」を強調し、目的に合致していれば掲載事例にこだわらない運用を促して欲しい。
- ✓ 工法の技術進歩のスピードに対し、ガイドラインの現行の更新頻度は少ない。ガイドライン以外のもので頻繁に更新して公開してほしい。
- ✓ 環境省のQ&Aが更新・充実することで自治体の目線が合うことを期待する。事業者も自治体との協議の席で類似事例を提示しやすい。

(7) ガイドライン等の充実

- ・ ガイドラインの記載内容のみ認める自治体もあるため、汚染を拡散させない工法の事例等を充実させることを求める声もあった。
- ・ 他方、ガイドラインは記載内容が多岐に渡るため、使い勝手の良いもの（手引きの作成やQ&Aの充実等）を求める声もあった。

<アンケート・ヒアリングで挙げた使い勝手の良い手引きのイメージ（抜粋）>

【平易】

- ✓ フロー図により業務の流れがわかりやすく整理されていると良い。初めて土壌汚染対策法に関わる人であっても理解できる内容になっているとよい。

【減量】

- ✓ ガイドラインの元となる法をまず簡素で合理的でわかりやすいものとした後、量を1/3以下としないと、活用されないのではないか？

【抜粋】

- ✓ 一般的に、企業の担当者が使用する機会が少ない内容（臨海部特例区域や認定調査等）を省略したマニュアル。

【事例の充実】

- ✓ ガイドラインに記載がない工法は認められない。事例のある工法等を掲載してほしい。

【デジタル活用】

- ✓ チャットボットでガイドしてほしい、ONLINE 検索対応希望。

参考資料

今後の土壌汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめ（案）（環境省）

（中央環境審議会・土壌制度小委員会 第7回配付資料より）

参考資料 今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめ（案）（環境省）

（中央環境審議会・土壤制度小委員会 第7回配付資料より）

【第7回 参考資料1 概要案】

【概要】今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめ（案） 参考資料1

- 平成29年の法改正以降、改正法の施行から5年が経過したことから、改正法の附則に基づく見直しを実施。
- 中央環境審議会水環境・土壤農業部会土壤制度小委員会におけるこれまでの検討内容について、中間的にまとめたもの。

（1）土壤汚染状況に係る情報の把握について

- 土壤汚染状況調査をする際に必要となる特定有害物質の使用状況等に係る情報が管理されずに散逸するケースがみられている。将来的に調査契機が発生した際に、円滑に土壤汚染状況調査を実施する妨げとなる懸念。

- 以下の通り情報の把握が行われる制度を検討。
 - ア 法第3条第1項ただし書の確認を受け調査義務が一時的に免除される場合に、土地の所有者等は、特定有害物質の使用状況等の情報を把握し、情報の把握を行ったことの報告を都道府県知事に行う。
 - イ 有害物質使用特定施設の承継届出が提出された場合に、都道府県知事は土地の所有者等へその旨の通知を行い、当該通知を受けた土地の所有者等は特定有害物質の使用状況等の情報を把握し、情報の把握を行ったことの報告を都道府県知事に行う。

（2）調査費用の汚染原因者への求償について

- 汚染原因者が別に存在する場合、汚染の除去等の措置に要した費用を請求できるが、土壤汚染状況調査に要した費用を請求することを認める規定はない。原因者負担の原則の観点から土地の所有者等に生じる負担について改めてその在り方を検討。

- 土壤汚染状況調査にて土壤汚染が判明し、当該汚染が土地の所有者等以外の者の行為によるものであるとき、原因者に対し原因行為と相当因果関係が認められる土壤汚染状況調査の費用を請求できる規定を新たに設けることを検討。

（4）汚染土壤処理施設及び指定調査機関について

【汚染土壤処理施設】

- 汚染土壤処理施設の情報開示の義務化。
- 船舶等を利用する汚染土壤の運搬期限の延長。
- 汚染土壤処理業の許可の更新手続期間中の効力。

【指定調査機関】

- 指定調査機関の業務品質の向上。
- 法第14条の申請に係る自主調査の実施者の規定の検討。

（3）的確な土壤汚染対策の推進のための各種論点

- 設備等の更新時期の到来に伴い脱炭素社会の実現や産業競争力の強化等に向けた産業構造の転換が一層加速していくことが見込まれる中で、現場の状況に応じた的確な土壤汚染対策の推進が必要。

- ①ただし書の確認を受けた土地の形質の変更の際の調査報告について
法第3条第7項に基づき土地の所有者等が土地の形質の変更に係る届出を行う場合、法第3条第8項に基づく調査命令によらずに土壤汚染状況調査の結果を届出と同時に報告できる規定を設けることを検討。
- ②工場等として使用を続ける場合における土地の形質の変更について
工場・事業場の敷地として引き続き利用される場合であって、土地の形質の変更にあたって地下水汚染が生じていないことを直接的に確認する場合、土壤汚染状況調査を行わないことができる新たな制度を検討。
- ③自然由来等基準不適合土壤の取扱いについて
自然由来等基準不適合土壤は人為的な搬出以降の行為は引き続き法による規制を行いつつも、要措置区域等とせず、土地の形質の変更は法による規制の対象外とすることを検討。臨海部特別区域は新たな制度への統合を検討。
- ④飛び地間移動、仮置き要件等について
工場・事業場の敷地における効率的運用の観点から、飛び地間移動の要件の見直し、汚染土壤の仮置きの明文化等を検討。
- ⑤形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について
新たな環境リスクを生じさせないという目的に則って、地下水の水質の監視により汚染の拡大がないことを確認することを認める等、区域の分類に応じた土地の形質の変更の施行方法に関する基準等の見直しを検討。
- ⑥認定調査の見直しについて
認定調査時地歴調査において収集・把握する情報をもとに試料採取対象物質の絞り込みができる制度への見直しを検討。2.深度連続で基準適合かつ当該深度に深に汚染のおそれの生じた位置がない場合、認定時の試料採取不要とすることを検討。
- ⑦汚染土壤の管理票について
再処理終了の旨を二次管理票へ記載するとともに、一次処理受託者へ送付することで、再処理を含めた最終的な処理まで追跡できるように見直しを検討。電子管理票システムは利用の普及拡大の方策を検討。
- ⑧有害物質使用特定事業場における事故発生時の対応について
- ⑨脱炭素の観点について

【第7回 資料2 本文より抜粋（p6～8）】

（3）的確な土壤汚染対策の推進のための各種論点

②工場等として使用を続ける場合における土地の形質の変更について

法では、土壤汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれについて、直接摂取のリスク及び地下水の飲用摂取のリスクが対象とされており、一定規模以上の土地の形質の変更が行われる場合において、土壤汚染状況調査を行うことが求められている。一方で、土地の利用状況や、地下水汚染の有無等により、人の健康への影響が考えられない場合がある。具体的には、工場又は事業場として使用を続ける場合には、事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることはなく、また、地下水汚染がない場合には、人の健康への影響が生じることは考えられない。

このような場合においても土地の形質の変更時に土壤汚染状況調査を一律に義務付けるこ

とは、必ずしも環境リスクに応じた的確な制度となっていないとの指摘がある。また、土壤汚染による人の健康へのリスクを土地の立地や利用方法に照らして的確に管理することは、産業用地の円滑な利活用の観点から GX の推進等にも資すると考えられる。

以上から、一般の人が立ち入るおそれがない工場・事業場の敷地として引き続き利用される場合であり、地下水汚染が生じていないことを直接的に確認できる場合の土地の形質の変更時においては、土壤汚染状況調査を行わないことができる新たな制度を設け、土地の所有者等が、従来の制度又は新たな制度のいずれかを選択できるようにすることが考えられる。ただし、当該制度に基づき土壤汚染状況調査を行わない場合において、工場・事業場の敷地外へ土壤の搬出を行う場合には、搬出の前に、当該土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合していることを確認するものとし、汚染土壤が適正に処理されるようにすることが考えられる。

また、地下水汚染が生じていないことを確認するモニタリングについては、以下のような手法を基本に、その目的や関係者の負担の軽減にも配慮しつつ、技術的な検討を経て具体化することが考えられる。

ア 指定調査機関による地歴調査を行い、対象地において土壤汚染のおそれがあると判断された特定有害物質の地下水モニタリングを実施する。なお、人為等に由来する土壤汚染のおそれがなく自然に由来する汚染のおそれがあると判断された物質は対象に含めない。

イ 地下水モニタリングを行う期間頻度

(ア) 事前の地下水モニタリング

- ・土地の形質の変更を行おうとする直近の1回

(イ) 土地の形質の変更中及び変更後の地下水モニタリング

- ・土地の形質の変更中は毎月1回以上
- ・土地の形質の変更が完了してから1回

ウ 地下水モニタリングで管理する基準

(ア) 一般の土地（内陸部等）

- ・周辺で飲用井戸等による地下水飲用の可能性を考慮し、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「施行規則」という。）第7条第1項に基づく地下水の水質の汚濁に係る基準（以下「地下水基準」という。）により管理する。

(イ) 一定の要件を満たす臨海部の土地（以下「一定の臨海部の土地」という。）

- ・一定の臨海部の土地では、一般の居住者による地下水の飲用がない土地が多く存在すると考えられる。このため、水道水の水質基準と同程度である地下水基準ではなく、地下水基準の10倍程度の基準を目安に管理する。

エ 井戸設置箇所と本数について

(ア) 事前の地下水モニタリング

- ・土地の形質の変更を行う予定の周縁部の地下水流向の下流側に最低1箇所又は対象地

における地下水下流側の敷地境界の1箇所

(イ) 土地の形質の変更中及び変更後の地下水モニタリング

- ・土地の形質の変更を行った場所の周縁部の地下水下流側に最低1箇所

オ 井戸設置深さ

(ア) 事前の地下水モニタリング

- ・物質に関係なく第一帯水層に汚染がないことを確認する。

(イ) 土地の形質の変更中及び変更後の地下水モニタリング

- ・第一種（ベンゼンのみ）・第二種・第三種は第一帯水層までとする。
- ・第一種（ベンゼンを除く）は土地の形質の変更を行う掘削最大深度まで全深度にわたる採水（オールスクリーン）とする。

カ 地下水モニタリングで基準不適合が確認された場合の対応方法

(ア) 事前のモニタリング時に基準不適合が確認された場合

- ・試料採取を行わず土地の形質の変更を行う制度を選択できる条件を満たしていないため、この制度は選択できないこととする。

(イ) 施行中のモニタリング時に基準不適合が確認された場合

- ・この制度を選択する旨の届出時に「土地の形質の変更の施行中及び施行後の地下水モニタリングで基準不適合が確認された場合における対応方法」を記載した書類を添付することとする。
- ・施行中に基準不適合が確認された場合には、届出書に基づいた所要の措置を講じる。
- ・所要の措置実施後、当該地下水モニタリング結果と措置を実施した旨を自治体に報告する。
- ・報告後は、工事完了まで引き続き施行中のモニタリングを継続し、自治体に報告する。

(ウ) 施行後のモニタリング時に基準不適合が確認された場合

- ・施行後に基準不適合が確認された結果を自治体に報告する。
- ・報告後、区域指定の解除要件と同等期間地下水モニタリングを実施し、自治体に報告する。

注意：ヒアリング後に「[今後の土壌汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめ](#)」が公表された。